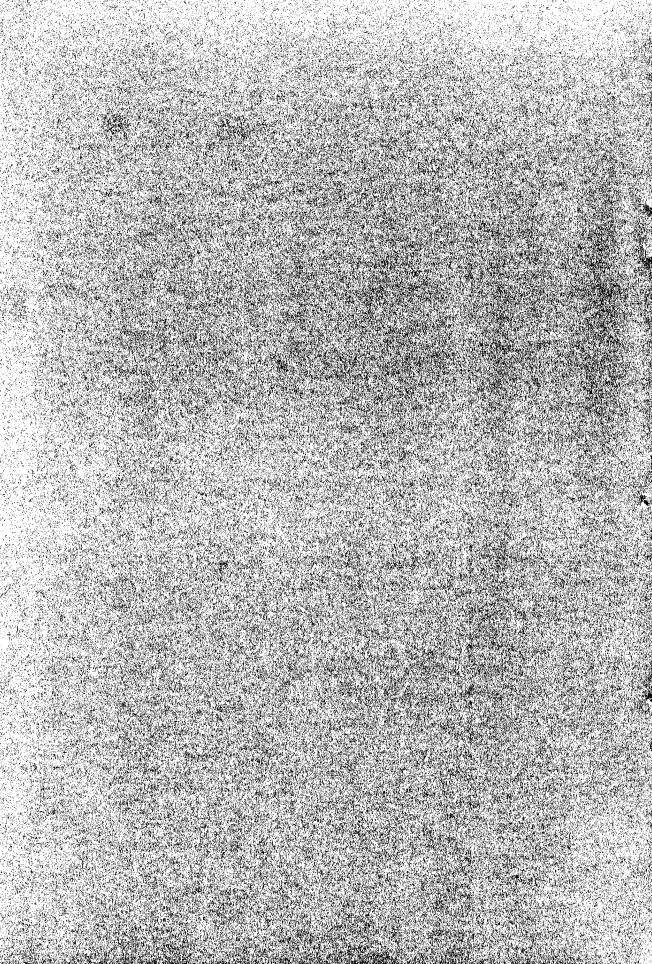
New York Co.

以下,"我们就是一个人," 1750年,"我们就是一个人," 1750年,"我们就是一个人,"

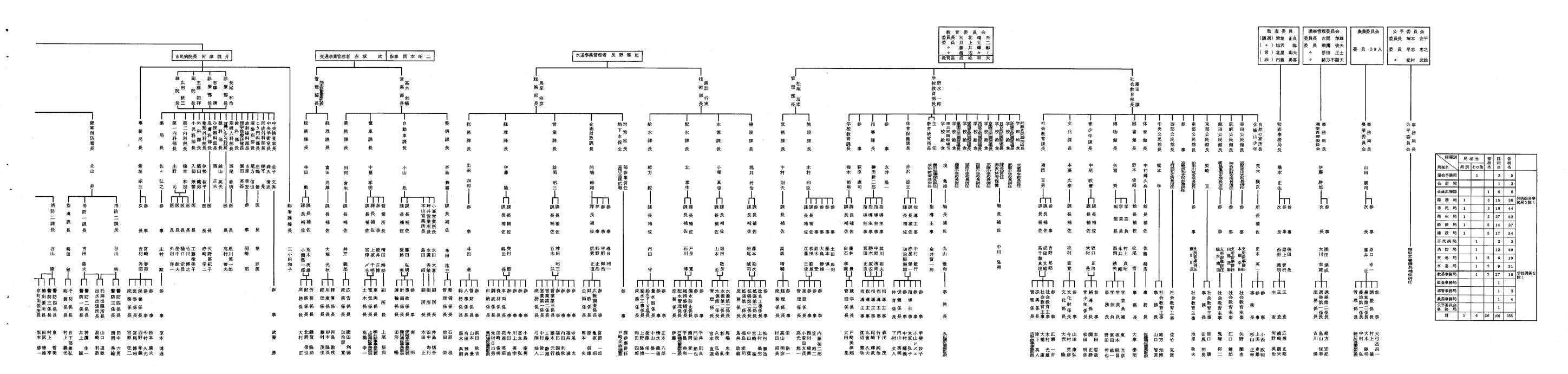
(14) 開。発: (2) 程 (6)
(45) 基地關(希)基金 (7)

16 新厉害慨 宴



#### 行政機構(人事配置)図 (昭57. 8. 1日現在) 市長 星子敏雄 収入役 徳永正巳 ┃ 助役 田尻 靖幹 助役 高木久美雄┃ 議会事務局長 総務局長 御厨一熊 市民局長一森田琢司参事出井昇参事石原漸 徳永 悟 祉 閑 東本章員照長 兼長男 尻田和 田 麻 市策 支支支支支支 郎邦也 課課 参 参 課課課 課課参 課課 西東龍託幸 原 部田麻田 課課参 長長長 長長 長 長 長長 長長 長長衛児児児児 長 長 長長 長長 長長 長 務多務生 福 佐 佐 佐 長 長 補補補 補補 補補 補補 補補 補補 補補 補補 補補 補補 佐事 佐事事 事事 佐 佐 佐佐事 佐 佐佐事事事 佐佐事 長 佐事 佐佐 長事事 事 佐佐 佐佐事事 佐佐事 佐佐 事 事 佐佐佐 佐佐事 佐佐事 事事 佐佐事 佐佐 柴堀飛 内 中甲清上渡 原内松 田 島斐田村辺 津坂藤 岩 水西 園荘 留野本 本 野岡 田口 堤市福栗廣神福 原田養養養 渡河永 中宮 辺辺石 島崎 村川川 田本田 居松木 ● 注 太治 一碩 制配郎 — 详 太治 一碩 静正孝 夫則之 幸 熊正 定 一 男直 義 古光紘 承郎夫吾正 彦喜信成 也勤 生信 隆児彦 秋健 治博明 -庶経 議調記 出審参参 主主参参 統資参参参 広報参参 広一土特参 障老福参参参参 第第第第第第参参参 事 参参 参 庶 普保 書人祉 福福相 一二三四五六 務及予 庶参 環食 保医防試看参参参 庶 保看 庶 環食 保医看境品 健務 験 境品 健務 験 務 予護 務 衡衛 予薬疫検護 務 予護 務 衡衛 予薬療 計料 報道 聴相相相 務制理人新 係係 保係 保談談談 保保 保保保 保保 係係 保保 保保保 係係係係税 係係 係係係係係係 係係防 係係 係係 係 生生 防務係査係 係係 係係 保保保 長長 長長長 長長事事 査査事事 長長事事事 長長事事 長長長長事 長事 長長 長長長長事事事 長 長長 長 長長 石坂 源宮 柳林渡 谷古角 山工 徳江松 井本 川 川田辺 閑田 川藤 永口田 嘉 山清杉 今 古河 阪 有永三永福 辻渡田一下岩 山初杉池丸清 児田村黒統牧岡 杉松小甲坂西光志菅 滝内松大清田 萩岡高 本 木中 河林 上 徳 上菊今 増福岡三 橋小土守池守矢松大上山境田 清佐的大中荒鹿志西 田吉宮寺根中 村堀益太字淵 緒森甲梅坂山 堀迫三満西沢本 村 川北 本 馬田国広永 辺代門田永 本鳥本田目田 島代上木 野本 野山佐斐崎山永垣 川柴永津田中 原田野 田 柑尾 野 田 永 村池村 住田山村 本山井田田田野山賀田内 中 水藤場石村木瀬本村 代岡川岡本山 上川田田野田 方田斐田本中 宅本事 保 規 井 優 子 勇 高 馬 信 黒幸房幸 博 丈 雅 紀 康 敬 紘 久茂義後 文次政 矩 阳寿正阳新鉄春 英則徳成則民清孝正 五敬孝昭武新 征二俊 博 成 久 伸 芳重貞 英一高進 和 巳 睦哲正正秀隆信茂 正修貢佐幸慶邦 進春敏由 七 一 貞祐松 康太敏 館俊 愛夫一雄 暉 康夫 俊 彦守男茂博 幾数進昭弘行 徳郎範潔夫亨 夫雄治博二矢喜 雄義幸文昭夫治嗣幸 月吾博信弘一 一郎治 義 孝人 彰昭 雄 一 典則夫 雄郎貴一 勝郎秀守勝男郎清吉雄一之雄 進孝一一男男治宏明 一雄治教正郎 久郎隆義吉美 好造雄弘実繁 生彦薫子 山平野藤 野三戸今 江岡福多東 池点内武 手西橋岳広 下野口森 田島崎村 島田島田矢 永徳田藤 島岡本松瀬 東中高内西野木 松川高福山工紫作谷 田 広小 石 若圞塘家川墨田山口戸 村口宮島口藤垣田 口 田畑 井 松村内 河北皆 佐杉神 村松佐 藤幸白 内島吉 藤本山 上原々 井稐石 山 喜 野 一寛 稲 幹 輝 剛寿 八満 誠誠松

衛生局長 服 部 公 堆	経済局長 吉 田 克 己 参 事 漆島家	義治	建設局長 西村敏明 技 監 松本 宏	消防局長本庄敏夫
清 清 品 郊 邦 長	商 参 流建 観 大	農     参       大     查       大     要       大     要       大     要       大     要       大     要       日     要       日     要       日     要       日     要       日     要       日     要       日     日		人 次 荒 大 E 專 長 隆
北部保	事 参 中 次 参 網 参 動 熊 事 市	畜     耕     緑     食     次     監     建     住参参     工     主任工事       水     地     推     次     監     建     住参参     工     車     工     車     住参参     工     車     上	土     次     本     全     公     区     本     下     本     水     泊     数     管     計     数     管     計     計     数     管     計     計     財     理     理     理     理     理     課 </th <th> </th>	
前田 藤 崎 原 永 次 屋 鬼 鬼 鬼 鬼 鬼 鬼 鬼 鬼 鬼 鬼 鬼 鬼 鬼 鬼 鬼 鬼 鬼 鬼	分     分     長長     長長     長長       分     長長     長長     長長       場合     補補     補補     補補       付給     付給     一     一     一		A	· 長 長 長 長 尊 防 夢 導 防
中島 静	富 良国 寛 幸創英字光 樓 為昭 修 孝 弘惟 礼 一	Tax	工 田 杉田 山風竹 西西	古永 清 本
岩井上古 本 吉鬼 芹高 岩森黒 宮今前塩池 米本 中森 萩安 緒矢 今竹 藤江 村中坂平宮東吉 藪竹増 山永芹村閑 田 銀 川原	田土 本参野崎村 田手 谷田 里 田田稲手 上村攻 本村下 橋村田岡藤岡 比田鍋田川 書 田 俺会 答	川 藤田	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	三多内坂日 太毛 草杉 林松古高 金家西酒 山三山里丸 木緒 田川 本吉悦小宫 吉角 下野 林小 糸 原田山口置 田利 壁原 山庄田 田入山井 品好木油山 下方 代嶋 田田 田本 田田 山村 森 永 曜 世



# 2 歴 代 市 長

代	氏 名	就任年月日	退任年月日	代	氏 名	就任年月日	退任年月日
1	杉村 大八	明 22. 5. 6	明 26. 7. 9	11	平野 龍起	昭 17. 6.25	昭 20. 8.10
2	松崎 為己	<b>"</b> 26. 9.15	<b># 30.</b> 8. 2	12	石坂 繁	<b>" 20. 10. 4</b>	<b>" 21. 3.11</b>
3	辛島 格	<b>"</b> 30. 9.13	大 2. 1.20	13•14	福田 虎亀	<b>" 21. 6.14</b>	<b>" 23. 2. 9</b>
4	山田 珠一	大 2. 4. 2	<b>"</b> 3. 10. 10	15	佐藤真佐男	<b>"</b> 23. 4. 7	<b>" 27. 3. 7</b>
5	依田 昌兮	<b>"</b> 4. 1.14	<i>i</i> 6. 9. 3	16	林田 正治	<b>" 27. 3.21</b>	<b>″</b> 31. 2.23
6	佐柳 藤太	<i>"</i> 6. 11. 20	<b>"</b> 10. 11. 19	17•18	坂口 主税	<b>"</b> 31. 3.15	<b>″</b> 38. 1. 4
7	高橋 守雄	<i>"</i> 11. 1.19	<b>" 14. 7.13</b>	19•20	石坂 繁	<b>"</b> 38. 2.15	<b>"</b> 45. 11.26
8	辛島 知己	<b>" 14. 9.14</b>	昭 4.7.4	21	星子 敏雄	″ 45. 12. 20	<b>"</b> 49. 12. 19
9	山田 珠一	昭 5. 2. 5	<b>"</b> 9. <b>4. 1</b> 6	22	星子 敏雄	″ 49. 12. 20	<b>"</b> 53. 12.19
10	山隈 康	<b>"</b> 9. 5.14	<b>"</b> 17. 5.13	23	星子 敏雄	″ 53. 12. 20	在任中

# 3 職 員 数

(昭57.4.1 現在)

$\overline{}$																	
	[2	Z.				分			定	数		現		員		数	
		<u>.</u>				/3			\ \frac{1}{2}	<b>XX</b>	吏	員	そ	Ø	他	計	
市	7	長	事	務	į	部		局		3,3 6 3		3,0 6 2		30	1	3,3	63
議		会	1	事	į	赘		局		26		23			3		26
選	挙	管理	里 委	員	会	事	務	局		22		20			1		21
監		査		丰		務		局		14		14			0		1 4
監教学	育校	委そ	会の他	事の	務教	局育	及機	び関 局		889		796		5	9	8	55
公	平	委	員	会	事		務	局		5		त	長事	務部局	兼務	5	
消			ß	访				局		495		493			2	4	9 5
農	業	委	員	会	事	: }	務	局		27		19			1		20
交			à	通				局		582		539		4	1	5	80
水			ì	道				局		397		3 4 2		1	3	3	5,5
<u> </u>	計								5,820		5,3 0 8		4 2	1	5,7	29	

# 4 給 与

# (1) 局別職員給料

(昭57.4.1 現在)

		区	分		給	料	月	額		平均	左蛉	平	均
局	別			最	高	最	低	平	均	T 79	<del>' -</del>	勤続。	年 数
市	長事	務 部	局	46	3,7 0 0 <sup>円</sup>	9 5,	800円	220,3	3 5 5 <sup>円</sup>	38才	9月	14年	7月
議	会 事	務	局	1	3,500	109,	600	232,6	604	38•	7	15 • 1	0 0
選	学管理委員	会事務	局	375	5,100	113,	400	2 1 2,7	704	36 •	3	14.	5
監	査 事	務	局	380	0,400	109,	600	2 3 6,1	169	38•	6	16•	5
教	育委員会	≩事務	局	390	6,800	9 8,	700	2 4 1,7	740	41•	9	15.	5
消	防		局	393	3,900	102,	200	2 2 0,8	327	37 •	4	15.	6
農	業委員会	<b>亲事務</b>	局	35	1,000	109,	600	2 5 1,3	323	42 •	10	19•1	1
交	通		局	362	2,900	100,	900	2 2 4,7	790	45•	9	19•	9
水	道		局	37	5,100	102,	200	242,7	701	41 •	9	18•	5
全			体	_46	3,700	9 5,	800	2 2 5,5	18	40•	0	15•	6

# (2) 初任給基準

(昭 57, 4.1 現在)

	職				種		等級~号俸	初 任 給	備	考
				上	級	職	6 ~ 3	1 2 1,0 0 0 円		
_	般	事	務	中	"		7 ~ 7	109,600		
				初	"		7 ~ 4	98,700		
保			母	中	. ,,		7 ~ 7	1 0 9,6 0 0		
				上	"		6 ~ 3	1 2 1,0 0 0		
-	般	技	術	中	<b>//</b> -		7 ~ 7	109,600		
				初	<i>"</i>		7, ~ ,4	9 8,7 0 0		
薬	斉	IJ	師	끡	. "		6 ~ 3	1 2 1,0 0 0	一般職職員	給料表適用
鷽	Ø	ž	師	上	″		6 ~ 3	1 2 1,0 0 0		
栄	產	JIE W	士	Ŀ	"		6 ~ 3	1 2 1,0 0 0		
診想	寮 放身	排線技	支師	中	"		7 ~ 9	1 1 7,2 0 0		
臨	床検	査 技	師	中	"		7 ~ 9	117,200		
保	便	ŧ	婦	上	"		6 ~ 3	1 2 1,0 0 0		
助	Ž	Ē	婦	上	"		6 ~ 3	1 2 1,0 0 0		
看	· 1	<b></b>	婦	高等	等看護学!	完卒	7 ~ 9	117,200		
准	看	護	婦	准	看養成月	斤卒	7 ~ 3	9 5,8 0 0		
消	ß	5	職	高	校	卒	7 ~ 1	1 0 5,9 0 0	消防職員	給料表適用
医	授	<b>*</b>	職	大	学 院	卒	4 ~ 8	2 0 1,6 0 0	医療職員	給料表適用
	,,	r.	794	大	学	卒	4 ~ 2	1 4 6,5 0 0		MA 11 2 2 2 7 1
教	高相	交 教	論	大	学	卒	2 ~ 3	113,300	教育職給#	 斗表(1) 適 用
育	(P) 1	^ <del>1</del> X	409	短	大	卒	3 ~ 5	9 8,0 0 0	400 10 PM //	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
l L	幼稚	園 渗	6 論	大	学	卒	2 ~ 5	1 1 2,6 0 0	教育職給業	斗表(2)適用
職	-30 .lb:	- NO 35	<b>√</b> 1109	短	大	卒	2 ~ 2	9 7,3 0 0	423 13 123 1144 11	

## (3) 特別職の給料及び報酬

区	分	現行給料月額	施	行	年	月	日		改正前給料月額	施行年月日	•
市	長	800,000 円	昭 5 6.1 0.	1	:		<del>-</del> .		764,000円	昭 5 5. 4.	1
助	役	6 3 5,0 0 0	"						6 0 6,0 0 0	"	
収	入役	5 7 1,0 0 0	"						5 4 5,0 0 0	"	
常勤監	查委員	4 6 6,0 0 0	"						4 4 4,0 0 0	"	ı
企業領	曾 理 者	4 7 8,0 0 0	"						4 5 6,0 0 0	"	
教	等 長	3 9 9,3 0 0	昭 5 7. 7.	1 (-	一般職	<b>微員</b> 1	1等級適	佣)	3 9 3,9 0 0	昭 56.7.	1

区分		Ħ		施行年月日	改正前報酬額	施行年月日
			пт	昭 57. 4. 1	87,000円	
数	長				50,000	
大	<b>員</b>		類 52,000 酒 87,000	"		"
知識経験を有する者のうちから選任監査委員(非常	動 )	月ち	~	"	83,000	
市議会議員のうちから選任された監	查委員	月客	質 37,000	"	3 5,0 0 0	".
太平委員 会 <b>姜</b>	長	月8	須 46,000	"	4 2,0 0 0	"
委	員		質 36,000	"	3 4,0 0 0	"
委	長	月割	質 46,000	"	42,000	"
選挙管理委員会	員		質 36,000	"	34,000	"
臨時に選挙管理委員に充てられたを			質 5,000	昭54.4.1	4,000	昭51.10.1
投票管理者及び開票管理		1回	こつき 6,000	"	5,000	昭52. 7.10
選	長	1 🖽 (	こつき 6,000	"	5,000	"
投票立会人、開票立会人及び選挙立			てつき 5,000	"	4,000	"
固定資産評価審査委員会	委員	日名	質 5,000	"	4,000	昭50.4.1
会	長	月客	質 46,000	昭 57. 4. 1	42,000	昭 5 6. 4. 1
農業委員会 副会長、部会長及び副部	3 会長	月客	須 36,000	"	34,000	"
部会の委員及びその他の	)委員	月割	類 33,000	"	31,000	"
婦 人 相 談	員	月割	<b>9</b> 73,600	昭 5 6. 4. 1	70,300	昭 5 5. 4. 1
家 庭 相 談	員	月8	須 73,600	"	70,300	"
社 会 教 育 指 導	員	月	須 73,600	昭 57. 4. 1	70,300	昭 5 6. 4. 1
		日額:	5,000円以内に		年額40,000円	
その他の非常動の職	員	ただし よりる は年8 場合り	で市長が定める額 し、特別の事由に その報酬を月額と 頃をもって定める こおいては予算の 内において市長が	昭54.4.1	以内 月額 6,000円 以内 又は日額 4,000円以内 において市長	昭50.4.1
		定める			が定める額	
農業共済損害評価会	委 員	年 智	質 10,000	昭 5 5. 4. 1	7,500	昭 51.4.1
防 災 会 議 委	員	日客	質 4,000	昭 51.10. 1	3,000	"
水 防 協 議 会 委	員	日 客	質 4,000	"	3,000	"
建 築 審 査 会 委	員	日客	頁 5,000	昭 5 5. 4. 1	4,000	昭 5 1.1 0. 1
土地区画整理審議会	≨ 員	日客	質 5,000	"	4,000	"
国民健康保険運営協議会	委 員	日客	質 5,000	昭54.4.1	4,000	"
保健所運営協議会委	員	日客	質 5,000	"	4,000	昭 5 0. 4. 1
結核 審 査 協 議 会 委	員	日客	質 5,000	"	4,000	"
公民館運営審議会	委 員	日 客	質 5,000	"	4,000	昭 5 1.1 0. 1
町 界 町 名 審 議 会 委	員	日 客	類 5,000	"	4,000	昭 5 0. 4. 1
都 市 計 画 審 議 会 委	員	日客	質 5,000	"	4,000	"
公 害 対 策 審 議 会 委	員	日 客	須 5,000	"	4,000	"
社 会 教 育 委	員	日 客	質 5,000	"	4,000	昭 5 1.1 0. 1
博物館 協議 会委	員	日 客	頁 5,000	"	4,000	"
福祉事務所嘱託	医	月客	項 45,000	昭 55. 4. 1	40,000	昭 5 0. 4. 1
体 育 指 導	員	年	類 15,000	昭 5 2. 4. 1	10,000	昭 5 1. 4. 1
文 化 財 保 護 委	員	日 客	項 5,000	昭 55. 4. 1	4,000	· "
青 少 年 問 題 審 議 会	委 員	日客	<b>9</b> 5,000	"	4,500	昭 5 2. 4. 1
青 少 年 補 導 委	員	1 [	2,500	昭 51.4.1	2,000	昭 4 9. 4. 1
学校 医 (歯科医	. )	年 智	126,000~ 134,000	昭 56. 4. 1	120000~	昭 5 5. 4. 1
学 校 薬 剤	師	年 奢	質 90,000	"	85,000	"

	区 分	鉄 道 賃	船 賃	日当(1日につき)	(1夜1	á 料 こつき) こ地方	食卓料 (1 夜 につき)
号 1	市長 • 助役 • 収 入 役	運賃の等級を2階級 に区分する線路にあ っては上級の運賃		円 2,500	円 12,500	円 11,300	円 2,5 0 0
2	企業管理者等及 び3等級以上の 職務にある者	1	2階級に区分する船 舶にあっては上級の	1,900	9,9 0 0	8,900	1,900
3	4 等級及び 5 等 級の職務にある 者		船にあっては鉄道運	1,600	8,200	7,4 0 0	1,600
4	6 等級の職務にある者	をする場合には、特 別車両料金		1,4 0 0	6,6 0 0	5,900	1,400
5	7等級の職務に ある者		,				

## (注)

- 1 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で、片道50km以上の旅行には鉄道賃のほか に普通急行料金又は準急行料金を支給する
- 2 特別急行列車を運行する線路による旅行で、片道100km以上の旅行には、鉄道賃のほかに特別急行料金を支給する
- 3 船賃の額は、はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、公務の必要により、別に寝台料金を必要とした場合には船賃のほかに現に支払った寝台料金を支給する
- 4 甲地方とは、東京都の区・京都市・大阪市・名古屋市・神戸市及び横浜市をいい、乙地方とは、その 他の地をいう
- 5 「企業管理者等」とは企業管理者及び常勤の監査委員をいう
- 6 「何等級の職務」とは、熊本市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第5号)第3条第 2項第1号に規定する一般 職職員給料表による当該職務の等級及び一般職職員給料表の適用を受けない 者について市長が定めるこれに相当する職務をいう

## 5 基 本 構 想

#### (1) 目的

この基本構想は、熊本市将来の望ましい都市像およびこれを達成するための施策の大綱を明らかにし、その理念に基づいて別に定める基本計画、実施計画とともに、総合的、計画的な市政の運営をはかることを目的とする。

## (2) 目標年次

この基本構想は、昭和65年を目標年次とする。

### (3) 構想の目標

市政は、市民生活の総合であり反映である。すべての市民の心身の健康は、市民生活の根底をなすものであり、都市の活力の根源となる。したがって、健やかで明るい市民生活の実現こそ市政の究極の目標である。 とのような認識のもとに、本市は、昭和54年10月、健康都市宣言を行った。

本市が目指す健康都市は、すべての市民が良好な都市環境のもとで、心身ともにたくましく、はつらつと して希望と生きがいにあふれ、温かいふれ合いの中で、地域に根ざした明日の文化の創造に歓びを感じる都 市である。

このような都市を実現するためには、快適な生活環境を確保し、心身の健康を維持増進する対策をすすめ、 保健医療体制を整備するとともに、市民一人ひとりも心身の健康づくりに努めなければならない。

同時に、時勢の流れを正しく認識し、自主、自立、連帯の精神にもとづく市民の積極的活動により、市民 の手によるまちづくりをすすめ、また市政運営においては、中央集中への行き過ぎを是正し、その主体性を 確立して、市勢発展の活力をかん養しなければならない。

したがって、本構想では、真の地方自治を確立し、すべての市民の心身の健康を増進して、健全な都市づくりをすすめることを基本目標とする。

#### (4) 発展の方向

### ア 地位と役割

近年、わが国は、内外の社会経済情勢の変動、国民の年齢構成や価値観の変化など、多くの要因によって、その進むべき方向を大きく転換しつつある。

今後は、国際社会との協調のもとに、資源問題、雇用問題などの解決をはかり、国民経済の安定を確保 し、ゆとりと生きがいのある市民生活を実現することが基本的方向である。

また、国土の均衡ある発展のためには、地方の魅力を見出し、中央機能の分散、地方自治体の強化など をはからねばならない。

このような状況の変化のもとで、本市をめぐる環境も交通通信体系の整備、経済圏、生活圏の拡大など、 大きく変貌しつつある。

本市は、九州における中枢管理都市として果たしてきた行政、経済、教育文化などの役割をさらに強化 する必要がある。

ここに本市は、将来に向って、その恵まれた自然と歴史のもとで、熊本都市圏内の市町村との相互の連携を深め、九州における主要都市との機能分担をはかりつつ、中枢管理都市としての都市基盤の整備と機能の拡充に努める。

さらに、郷土愛にみちた健康な市民による健全な地方自治を確立し、地域社会の発展に貢献するとともに、広く国際社会の平和と発展に寄与しなければならない。

### イ 将来の主要指標

① 人 <sub>□</sub>

目標年次における現市域人口は、約60万人と推定する。

② 就業構造

目標年次における本市の就業人口は約27万人、その産業別構成は、第1次産業2パーセント、第2次産業24パーセント、第3次産業74パーセントと推定する。

## ウ 都 市 像

本市将来の発展の方向と、目指すべき目標を示す都市像を次のとおり設定する。

① 緑と水にかがやく明るい健康都市

豊かな緑と清れつな水は、全市民共有の資産であり、市民生活に欠くことのできないものであるので、 その保全と創造に努め、すべての市民が、安全で、ゆとりとやすらぎをもって、心身ともに健やかな生 活を享受できる明るい健康都市を建設する。

② 温かい心の通い合う福祉都市

一人ひとりの温かい思いやりと、人と人とのふれ合いを通じて地域連帯意識を強め、すべての市民が 生きがいのある生活が営める福祉都市を建設する。

③ 人間性豊かな風格ある教育文化都市

先人が残したすぐれた伝統と香り高い文化的風土のもとで、生涯にわたる学習の機会を通じて、英知 と勇気と創造性に富んだ人間性豊かな市民の育成と格調高い芸術文化の振興に努めるとともに、国際交 流の活発な教育文化都市を建設する。

④ 環境と調和し活力にみちた地域産業都市

近代的都市基盤整備をすすめ、行政、経済、情報などの中枢管理機能の拡充強化をはかり、人、物、 情報の交流が活発で、環境と調和した地域産業が繁栄し、豊かな市民生活が営める産業都市を建設する。

## 工 土地利用構想

自然と歴史、農村集落のもつゆとりと都市的魅力との調和をもとに、均衡のとれた秩序ある市街を形成する。都市施設の適正な配置により、健康で快適な市民生活を確保し、都市活動の効率化をはかる。 このため、以下に掲げる土地利用の施策を推進する。

- ① 地区別土地利用
  - (ガ) 中央地区については、住宅地区の居住環境の改善に努めるとともに広域商業拠点としての機能など 都心機能の充実をはかるため、中心部、熊本駅周辺などの市街地の再開発を促進し、土地の高度利用 をはかる。
  - (1) 東部地区、北部地区については、良好な住宅地として、居住環境の整備、緑地の確保をすすめ、文 教地区については、環境保全に努め、また拠点的商店街の形成を促進する。

なお、水資源の保全並びに都市排水を考え、無計画な開発を規制する。

(ウ) 西部地区、南部地区については、総合的な排水対策など開発条件を整備し、重要港湾熊本港、流通

センターなどの産業施設の配置、幹線道路の整備、土地区画整理事業の実施、拠点的商店街の形成、 公共緑地の確保により、開発をすすめる。

## ② 用途地域別土地利用

- 市街化区域については、それぞれの用途に応じた環境を整備し、市街化を促進する。また、市街化 調整区域については、自然環境の保護と活用に努め、優良農用地の保全と農業基盤の整備をはかる。
- (1) 住居用地域については、開発に関する指導、規制を強化し、無秩序な市街化の防止に努め、土地区 画整理事業を促進し、良好な市街地の形成をはかるとともに、過密な既成住居地域は、既存建築物の更 新の際、オープンスペースの確保をはかり、土地の高度利用を促進する。
- (ウ) 商業用地域については、中心商店街、周辺商店街などそれぞれの特性に応じた商業環境の整備をすすめ、都市機能の更新を目指して再開発を促進する。
- (お) 農業用地域については、かんがい排水、 圃場整備、湛水防除など農地条件の整備をすすめ、 優良農 用地の保全に努め、 都市近郊農業を育成する。
- (効) その他、風致地区については、安易な開発を規制し、文教地区、事務所地区についても、その目的 に応じた土地利用、環境保全に努める。

さらに、必要に応じて流通機能整備のための流通業務地区、土地利用合理化のための高度利用地区 を指定する。

- ③ 都市機能充実のための土地利用
  - (ガ) 都市の均衡ある発展をはかるため、行政、経済、教育、文化、スポーツ、医療などの水準の向上とともに、効率的な再配置に努める。
  - (イ) 都心部における交通混雑の解消を目指し、幹線道路の整備、その他必要な交通施設の充実をはかり、 公共輸送機関を基本とする総合交通体系を確立し、あわせて都市間交通運輸機能の拡充をはかる。

#### (5) 施策の大綱

### ア 幸せな市民生活を目指して

市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見のない、健康で明るく、安全な、そして生きがいのある生活が営めるよう、次の施策を推進する。

コミュニティ

民主的な住民自治の確立と心豊かな地域連帯社会の実現を目指して、コミュニティ施設の整備と地域 活動の活発化をはかる。

#### ② 保健衛生

心身ともに健康な市民生活を確保するため、健康教育の推進など保健衛生意識の高揚をはかり、予防、 医療、リハビリテーションまでの一貫した総合的保健医療体制を確立し、あわせて衛生環境の改善に努 める。

③ 公害防止

安全で快適な生活環境を確保するため、公害監視体制の強化、事業者の指導、都市基幹施設の整備、

公害防止思想の普及により、公害のない社会を目指す。

### ④ 防 災

市民の生命、財産をまもり、水害、火災、震災などの災害を防止するため、防災思想の普及、防災体制の充実をはかりつつ、白川をはじめ、諸河川の抜本的改修の促進、消防力の充実、構造物の防災化、オーブンスペースの確保、災害応急対策の強化により安全なまちづくりをすすめる。

### ⑤ 交通安全

交通安全思想の高揚、施設の整備、指導規制の強化などの交通安全対策をすすめ、あわせて救済対策 を充実する。とくに、老人や子供の安全に留意する。

## ⑥ 社会福祉

すべての市民が生涯を通じ、安心して生きがいのある生活を営めるよう、公的な社会福祉サービスを 確保し、ボランティア活動を積極的にすすめ、温かい心の通い合う地域福祉の振興をはかる。

### ⑦ 勤労者福祉

勤労者の生活の安定と福祉の向上を目指して、就業構造、年齢構成の変化に対応しつつ、就業機会の 増大に努め、勤労者の資質の向上と福利厚生の充実をはかる。

### ⑧ 消費者行政

省資源、省エネルギー思想の普及をはかり、消費生活の安全と安定を目指し、消費者の教育、情報の 収集、提供、監視体制の強化により、消費者の利益の擁護と増進に努める。

## イ 快適な生活環境を目指して

健康な市民生活を支える快適な生活環境を確保するため、次の施策を推進する。

### ① 自然環境

自然環境については、保全と創造に努める。とくに、本市のもつ緑と水は、市民生活にとって不可欠であり、緑化事業、地下水保全、河川湖沼の美化を積極的に推進する。

#### ② 公園緑地

生活に潤いと安らぎを与え、地域でのふれ合いの場であり、また災害時の避難の場ともなる公園緑地は、その適正配置に努め、積極的に面積の拡大と内容の整備充実をはかる。

### ③ 上 水 道

地下水を原水として上水道を整備し、市民生活に不可欠な水の供給を確保する。

## ④ 下水道•排水路

衛生的を生活環境の確保と公共用水域の水質保全を目指して、公共下水道、流域下水道や排水路の整備をすすめ、広域的、系統的総合排水対策を推進する。

### ⑤ 清 掃

資源の有効利用をすすめ、廃棄物の衛生的な収集処理を行い、市民の理解と協力により、きれいなま ちづくりに努める。

### ⑥ 市内交通

効率的で快適な交通の実現を目指して、広域的な土地利用に配慮し、道路、輸送機関並びに交通環境を整備し、豊肥本線など鉄道の活用を含め公共輸送機関を基本とする総合交通体系を確立する。

### ⑦ 住 宅

快適な居住環境を確保するため、住宅需要動向に対応して、公的施策住宅および民間住宅の建設を促進し、その量的充足と質的向上をはかる。

#### ウ 豊かな人間形成を目指して

生涯にわたり、創造と向上の意欲にみちた心身ともに健全で国際性豊かな市民を育むため、次の施策を 推進する。

#### ① 学校教育

体力、徳性、知力を備え、社会に貢献できるたくましい青少年を育成するため、社会及び家庭と連携 し、教育環境を整備するとともに、教育内容の充実をはかり、幼児教育より高等教育にわたり、学校教 育の振興に努める。

### ② 社会教育

すべての市民が、健全な社会人として、文化的教養をたかめ得るよう、社会教育施設を整備し、指導 者を養成し、社会連帯意識を高揚し、家庭教育とあわせて社会教育の振興をはかる。

### ③ 市民文化

豊かな心、ゆとりと潤いのある生活を目指して、文化遺産の保全、文化施設の整備をはかり、日常生活から国際交流にわたって文化活動を活発にし、地域に根さした個性ある市民文化を醸成する。

④ スポーツ、レクリエーション

心身ともにたくましく、健康で明るい生活が営めるよう、指導者の養成をすすめ、体育施設を整備し、 市民総参加を促し、スポーツ、レクリエーション活動を振興する。

## エ 繁栄する地域社会を目指して

産業経済の繁栄によって、良好な就業の場が確保され、豊かな生活が営まれる活力ある地域社会を実現するため、次の施策を推進する。

## ① 商 業

経済環境の変化、消費需要の多様化に対応し、経営の安定とサービスの向上をはかり、都市の活性化 を目指して、魅力ある商店街を形成し、中小企業の体質を強化し、流通機能、卸売機能を整備する。

## ② 工 業

消費と生産との均衡のとれた産業都市の形成を目指し、地域繁栄の活力源として、中小工業の体質強化、地場産業の技術向上に努め、地域経済に寄与する新たな工業の選択的導入を促進する。

### ③ 農林水産業

食糧需給の変化に対応し、経営の自立、安定をはかり、生産基盤の整備、生産流通体制の合理化をすすめ、都市近郊の特性を活かした農林水産業を振興する。

## ④ 観 光

観光意識の変化を考え、観光資源を開発し、施設を整備して、観光的魅力の創造と滞留観光客の増加、 市民の観光意識の向上に努め、広域的視野にもとづき観光対策を強力に推進する。

#### ⑤ 市街地開発

自然との調和、都市美に配慮し、全市的に均衡のとれた発展を目指し、周辺部は人口、産業を適正に

誘導し、既成市街地は、再開発を促進して、効率的で快適な市街地を形成する。

### ⑥ 基幹交通

人、物、情報の活発を交流をはかるため、九州縦貫自動車道、九州新幹線鉄道、熊本港、熊本空港な ど熊本都市圏で結節する陸海空にわたる交通運輸体系の整備を促進する。

## オ 構想の実現を目指して

との構想を実現するため、次の方策の推進に努める。

## ① 市民総参加と自治の確立

この構想を推進するためには、すべての市民が、自らのまちは自らの手でつくる意識をもち、行政と 一体となって、自治の確立を目指さなければならない。

そのため、広報、広聴活動を積極的に展開し、市民と行政との情報交流を活発にし、市民の創意、理解と協力によって、市民のまちづくりをすすめる。

## ② 広域行政

生活圏の拡大に従い、県および関係市町村と緊密に連携して、それぞれの特性に応じ、機能を分担し、 調和のとれた広域的生活圏の発展をはかる。

## ③ 行財政運営

広範、多様化する行政需要に応じて、総合的執行体制を確立し、効率的行財政運営に努める。

昭和55年12月15日議決

## 6 広報・広聴

## (1) 広報

ア 広報広聴連絡業務

広報広聴委員会(部長)を設置し、市政広報広聴の円滑な運営を図っている。

委員会 20名 月1回開催

広報連絡委員 (課長補佐)により、各課の事業、行事を週報、月報などで情報の収集及び広報を行っている。

委 員 115名

## イ 広報刊行物

「くまもと市政だより」

毎月1日発行・B5版・16~18頁

1回の印刷部数 175,000部

文書配布委託者を通じて各世帯に配布

「点字市政だより」

毎月1日発行・B5版・20頁(年12回)

1回の印刷部数 200部(郵送)

「市民グラフ」

年3回発行·A4版·12頁

1回の印刷部数 5,000部

写真による市政広報

「目で見る市政・くまもと」

2年に1回発行

1回の印刷部数 5,000部

「市民のしおりし

3年に1回発行・A5版・72頁

各世帯に配布

市民生活に最も必要な手続き方法や窓口、事業・施設などを紹介

ウ テレビ・ラジオによる広報

テレビ番組

「市民のひろば手取本町1番1号」

RKK・TV 毎週土曜日午前7時40分から5分間

「こちら熊本市」

TKU・TV 毎月第4土曜日午後5時00分から15分間

テレビ・スポット

「熊本市役所だより」

RKK・TV 毎週月曜日午後6時57分から20秒(年52回)

毎週金曜日午後6時00分から6時30分の間に20秒(年52回)

TKU・TV 毎週月曜日午後7時から20秒(年52回)

毎週水曜日午前8時30分から20秒(年52回)

テレビ年賀

RKK・TV 市長の年頭のあいさつ 1月1日

ラジオ放送

NHKラジオ 毎週土・日曜日の午後6時50分からの「官公庁だより」に広報資料提供 RKKラジオ 毎週月曜日、モーニングダイヤル午前9時30分から120秒(年52回)

エ 新聞広報

市政について市民のより広い理解を得るため、日刊紙の紙面を利用して広報

### オ その他の広報

声の市政だより

毎月1日発行 90分巻 50本(年13回)

カセットテープに市政だよりを録音し、目が不自由かつ重度障害者の方へ送付

時事フアックスニュース

関係課に送付し、特に参考になるものは照会・調査する

テレフォンサービス

電話により市民ニュースのサービス( TEL56-6460 ) 150 秒以内、毎週水曜日内容入れ替え 市施設めぐり

年6回実施、汚水処理場、清掃工場など

一般市民及び親子を対象に実施

## 行事予定表作成

月報(毎月20日発行) 週報(毎週水曜日発行)

報道機関、市会議員、各学校、各課に配布 340部

日報(前日作成)

市政記者室、広報課に掲示

ビデオ広報

庁内3カ所において、市政番組にお知らせを加えた番組として適時放映

## 広報車等の利用

広報車(ぎんなん号)放送設備付、行事その他の広報

広報取材車

放送設備付、広報事項の取材のほか行事その他の広報

## カ 報導機関との連絡

市長の定例記者会見 随時

局部長定例記者会見 毎月1回

報道機関(市政記者)に対する資料の提供

(注) 記者クラブ加入社 (12社)

朝日·毎日·読売·西日本·熊日·NHK·RKK·TKU·KKT·日本経済·時事通信·共同通信

## (2) 広 聴

## ア 市民の声受付・処理状況

(昭和57年3月31日現在)

		_	Ø	分			受	· 作	f	(A)			処	理	(B)	
	項	目			_	中央	東	南	西	北	計	完結	検討	でき ない	その他	計
<b></b>	ı	企			画											
1	<u>}</u>	事	務	管	理	1					1	1				1
五百万幸		そ	σ	)	他	1					1					
幸	8	1	合	計	-	2					2	1				1
2	2	職員	員の接	選・服	務	2	1	1			4	3			1	4
<b>*</b>	1	市	有	財	産											
	- 1	税			務		1				1	1				1
彩	<b>F</b>		σ		他	4					4				4	4
<u> </u>			合	計	<u> </u>	6	2	1			9	4			5	. 9
ŀ		自	治	振	興	2		1			3	2	1			3
. 3	3		通安			1	4	7			12	1	6	1	2	10
ति	fi		•住民票	₹•印鑑		1					1	1				1
		保			険			1		1	2	1		1		2
		年			金						_					
		福			祉_			1		1	2	2				2
l		防	犯		燈	2	5	1	9	5	22					
1 5	₹	そ	σ.		他			1	1	_	2				1	1
Н			<u>}</u>	計		6	9	12	10	7	44	7	7	2	3	19
1		草	—————————————————————————————————————		<u></u> 9	9	68	1 3	7	18	115	105			3	108
	衛	動		<u>管</u> 昆	理	3 6	5 7	5	3	4	17	23			1	17
4	PFS	そ	<u>族</u> ・ 質	汚	虫	0	,	3	3	5 1	26	4				3 4
		悪	貝	17	獨自	7	14	5	2	5	4	26			7	33
衛		騒	· ·	振	<u>臭</u> 動	9	14	5	5	5	33 38	34	1		3	38
		大	気	汚	- <u>勤</u> - 染	2	3	3	-	,	8	8	1		3	8
	生	保		 予	_ <del>本</del> 防	1	1	5	1		8	2	3	1	2	8
		そ	$\sigma$		他	9	10	5		1	25	18		_	5	23
				 람		4 6	122	47	20	39	274	236	4	1	24	265
	-	ご	み	収	集	3	3	2	1	1	10	8		_	2	10
	清	不	法	投	棄	5	6	2			13	1 2		-	1	13
		簡	易净	化	槽	2	2	3		1	8	7	1			8
		汲	H	Z	þ											
生	掃	そ	σ	)	他	2	3	1	2	2	10	8			2	10
		1	<u> </u>	좕	•	12	14	8	3	4	41	35	1		5	41
		- 1	<b>}</b>	計		58	136	5 5	23	3	315	271	5	1	29	306
		商			I	1	1				2	2				2
5	5	薎			林			2		3	5	4	1			5
₩ £		観			光	1			1		2	1			1	2
		耕			地	3		2	1		6	4	1		1	6
	,	緑	化	維	進	3	2	1	2	1	9	6		1	1	8
Ü	¥	そ	σ		他	2					2				2	2
		í	÷	計		10	3	5	4	4	26	17	2	1	5	2 5

	_	_		区	分		5	受	付		(A)	]		伌	理	(B)	
1	項	<b>a</b>		_		. /	中央	東	南	西	北	計	完結	検討	でき ない	その他	計
		舗	装	¥	新	設	6	11	18	5	4	44	11	14	1	8	34
		舗	<del></del>	4	修	理	56	32	16	21	14	139	113	10		5	128
		砂	利	道	修	理	1	3	7	2	4	17	14			3	17
		路	側	í	修	理	1	2		1	1	5	4			1	5
	道	改				良	1	6	3	6	1	17	2	2	3	2	9
		私	道	3	整	備	1	1	1			3	1			1	2
		歩				道	9	6	3	8	4	30	- 5	6			11
		防		護		柵	15	12	4	4	3	38	8	3	1	2	14
		反		射		鏡	8	23	10	1	3	45	9	3	3	1	16
6		区		画		線	1					1	1				1
		照		明		燈	3	.2	8	3	1	17	6	2		8	16
建		街		路		樹	4	1		1		6	4		1	2	6
		清				掃	7	7	2	2	2	20	19		ļ	1	20
		市	道		認	定											
İ		境				界	6	5		4		. 15	7	2	<u> </u>	4	13
	路	占				用	5		1		1	7	5			1	6
	3	橋				梁	2	1		ļ		3	1			1	2
		I	事	12	付	随	4	2	2	4	1	13	13		ļ		13
		そ		の		他	7	9	2	4	3	25	16	1	ļ <u></u>	8	25
	_		小		計		137	123	7 7	66	42	445	239	43	8	48	338
		浚				渫	10	26	9	7	4	56	42			7	49
		修				理	7	4	2	4	4	21	14	2	-		16
	側	新				設	6	11	2		6	25	4	4		3	11
	•	ļ		蓋			17	23	5	10	12	67	26	5	2	1	34
		暗				渠				ļ	1	1	1		-	ļ	1
	溝	I	事	に	付	随	1	4		ļ	1	6	5		ļ	1	6
		そ		の		他	1	1	1	1	2	6	4			1	5
	-	+	小		言		4 2	69	19	22	30	182	96	11	2	13	122
		彼				渫	11	8	14	9	4	46	3.5	1	-	5	41
	排	修 74				理	1	<b> </b>		2	-	18	4	- 8	-	3	1 1 5
sn.	,	改		-3.5-		良	2	4	7	3	2	31	7			1	12
設	水			蓋		,p==	1 4	4	8	5		2	1	4	-	+	1 2
		暗	mir		L	- 集	+	1	1	-		7	4	<del> </del>	<b>-</b>	3	7
	路	<b></b>	事		付		1	1	4	3	1	13	7		<del> </del>	3	13
		そ		の	12	他 	2 2 1	3	35	26	7	120	58		+	16	90
Į	-	+	小		音	<u>r</u> 楽	31	21	1 3 3	20	<del>'</del> -	4	3	<del>                                     </del>	+-	. 1	4
1	公	浚				理	3	1	<del> </del>	-		1	1		+	<del>                                     </del>	1
	共					 一設	-	2	+	1	<del> </del>	3	1		+	+	1
	下			桝		収	6	5		1	<del>                                     </del>	12	8	ļ	+	3	
	水			174		孔	5	2	-	+	<del> </del>	7	5		-	+	5
1	道	L	益	女 4	<b>当 却</b>		+	<del> </del>		+	-	<del>                                     </del>	<b> </b>	+	+	1-	<del>                                     </del>
		利	1mt -	H	R 12	用用	1	-	1	+	<del> </del>	1	1	-	1	+	1
		111				/13		<u> </u>	<u> </u>		L		11 -	1	1:		

	_	_		区	分			受	f	t	(A)			処	理	(B)	
	項	目		_	\	_	中央	東	南	西	北	計	完結	検討	でき ない	その他	計
		そ		の		他	2	1	2	1		6	4			2	6
			小		計		17	1 2	2	3		34	23			6	29
		清				掃	2	1				3	3				3
	河	改				良		1		1	1	3	1	2			3
		工	事	12	付	随		ļ		1	1	2	1			1	2
建	Л	そ		の		他		2	1	1	1	5	2	1		2	5
	L		小		計		2	4	1	3	3	13	7	3		3	1 3
	都	開	発		行	為		1		2	2	5	3			1	4
	市	区	画		整	理		2				2	1				1
	開	公	園	•	広	場	9	5	8	2	1	25	13	4	1	2	20
	発	そ	. (	の		他	1	2	4	1		8	5			1	6
	_		小		計		10	10	1 2	5	3	4 0	22	4	1	4	3 1
		建	築		指	導	5	2	2	5	1	15	10			4	14
	建	市	堂		住	宅		3	1	1		5	2	1	1		4
		日		照		権											
設	築	そ		の		他	1			1		2	2				2
			小		計		6	5	3	7	1	22	1 4	1	1	4	20
	建	設	· そ		の	他	2	1		4		7	2			3	5
	_	合			計		247	245	149	136	86	863	461	78	12	97	648
		教				育	4	1	10	_1_	2	18	7	4	1	4	1 6
		交				通	4	3	2		2	9	3	2	3		8
_		水				道	5	4	2	5	2	18	17			1	18
1 (	)	消				防	1	1	2		1	5	2	2		1	5
1				<u> </u>	·				1	1		2	1	1			2
外				県			8	` 6	8	4	3	29	16	3	2	7	28
部		そ		の		他	3	3			1	7	5				5
機	_	L	合		計		11	9	9	5	4	38	22	4	2	7	3 5
1 2	12 市 政 以 外			20	13	2	4	5	44	18			16	34			
	Á	総			計		372	426	249	188	156	1,3 9 1	830	104	22	168	1,124

(注)完 結………希望どおりに工事ができたり制度を適用できたもの

検 計………可能性があり将来の計画で検討されるもの

できない……当分不可能なもの

その他………希望どおりではないが他の方法で説明できたもの

方法受付	電話	文書	来	その他	計
累計	722	240	372	57	1,3 9 1

受付	内容	相談	苦情	要望	棟情	計
累	計	83	746	452	110	1,3 9 1

## イ 特別相談

相談種目	曜日•時	担 当	相 談 内 容	相談件数
税務相談	① 13:00~16:00	税理士	所得税・相続税・贈与税など	211
人権相談	⊛ 13:00~16:00	人権擁護委員	名誉の侵害・家庭問題など	311
登記相談	⊕ 13:00~16:00	司 法 書 士 土地家屋調査士	相続・土地・建物登記など	356
法 律 相 談	Ð • ⊕ 13:00~16:00	弁 護 士	民事・法的解釈を必要とするも のなど	811
サラ金相談	<b>⑤~⑥</b> 9:00~16:00	専門相談員	サラ金に関することなど	243
労働社会保険相談	第1・3月 9:00~12:00	社会保険労務士	労務管理・各種年金・労災など	16
建築相談	第3 <del>像</del> 9:00~12:00	市 職 員	建築及び関係事項についてのC となど	5

(注) 労働社会保険相談及び建築相談は昭和56年12月開設 法律相談は予約制(8名)相談当日の午前8時30分から電話により、市民相談課で直接受 け付け

## ウ 市政懇談会

婦人市政懇談会「第10回市政を考える婦人のつどい」

開催日時 昭和57年1月28日 午後零時30分~午後3時30分

会 場 産業文化会館大ホール

発言内容 「0才児医療費無料化の年令拡大について」

「青少年の団体活動の場について」

「市営バスの路線延長について」

「秋津支所改築について」

「市税について」

「市財政について」

「震災対策について」

「坪井川河川改修について」

## 「昼食時窓口開放について」

「託麻三山の整備について」ほか

参加者 婦人会会員約650名

エ 市政モニター制度

昭和47年に制定した本市の「市政モニター設置要綱」に基づき昭和56年度のモニター制度を実施 した。

モニター数 = 150名、構成 = 一般公募者と各種団体構成員 任期 = 1年、報酬 = 記念品

oアンケート調査

第1回「障害者福祉について」

第2回「ごみの収集方法と減量化について」

第3回「市役所の印象と応対について」

第4回「火の国まつりについて」

第5回「市政だよりについて」

○現地視察広聴会「健やかで明るいまちづくり」

中央消防署、職業訓練センター、金峰山少年自然の家、東部清掃工場

- ○モニター会議4回
  - 委 嘱 式
  - ・分科会 「幸せな市民生活を目指して」部会 「快適な生活環境を目指して」部会 「豊かな人間形成を目指して」部会
  - 提言会議(代表者会議)
  - 活動報告、提言

## 7 事務改善

(1) 新庁舎建設に伴う窓口事務改善

ア 窓口改善の基本方針(53年4月策定、総合窓口プロジェクトチーム)

- ① 歩かせない窓口をつくる
- ② 待たせない窓口をつくる
- ③ 親切な窓口をつくる
- ④ 自由に選べる窓口をつくる
- ⑤ 働きやすい窓口をつくる

この五つの方針に沿った近代的な明るい窓口の実現をめざし、市民サービスと事務能率の向上を図るべく、改善計画を立て、新庁舎にふさわしい窓口事務処理のシステムをスタートさせた。(56年11月24日開庁)

## イ 窓口のレイアウトと機能の統合

市民と接触の多い主要窓口部門を、次の五つの部門にブロック化し、庁舎低層部1~2階に配置する とともに特に関連の深い窓口を相互に接近させレイアウトした。

- ① 市民部門
- ② 福祉部門
- ③ 税務部門

- 4 相談部門
- ⑤ 出納部門

また、エスカレーター等で1~2階を一体化し、立体的な総合窓口としての機能を持たせた。

## ウ 市民課の窓口改善

レイアウト

来庁市民の約70%を受け持つ市民課を1階エントランスホール正面中央に配置、前方に17mのサークルカウンターを、その後方に全長35mの直線カウンターを設置した。(各種届・申請等の用紙交付、記載指導などの一次業務と、受付・処理・交付などの事務を分離し、その間をベルトコンベアで連結)

## 各種事務機器等の導入

- 書類搬送用ベルトコンベアシステム全23系統(竪スノコ型、総延長757メートル、うち、カウンター内設9本)
- ○電動回転保管庫(戸籍用5台、住民票用10台)
- ○電光呼出表示盤(交付窓口、待合室用、交付呼出しランダム電子番号表示装置)
- その他(高速乾式複写機9台など)
- エ 模写電送装置(フアクシミリ)の導入による本庁支所間オンラインシステムサービス実施

本庁市民課と市内6支所との間を通信回線(一般加入回線)で接続したオンラインによる模写電送システムを採用し、本庁と全支所間、及び各支所相互間における戸籍、住民票、印鑑の各証明発行事務を所管区域に制約されることなく相互電送処理によって行う窓口サービスの実施。(57年2月から全面運用開始)

### オ その他

○マイクロフイルムシステムの採用

市民課(除籍、改製原戸籍等)

資産税課(土地・家屋課税台帳)

○ 文書保管庫の設置

庁舎各階に、各課共用の保管文書倉庫を設置

移動書架を全面採用

## (2) コンピューターの活用

コンピュータの導入及び準備事務

○ 5 5年1月 オフイスコンピュータの導入(労働課)

失対事業就労者の賃金計算事務等に利用

採用機種 沖電気工業OKITACシステム9 モデル30(超小型機)

○55年8月 競輪場にコンピュータ導入(事業課)

投票券の発行、集計等の機械化実施

採用機種 日本トーター TOTOR555H(中型機)

- ○55年5月 庁内に「住民記録電算化研究会」(市民課、選管事務局、企画調整課で構成)を設置
- ○55年6月 職員のコンピュータ教育研修開始

導入準備要員及び関係課職員の教育研修(地方自治情報センターのセミナー受講派遣)

5 5 年度 2 7 人

56年度 11人

○ 5 6 年 8 月 「熊本市電子計算組織活用研究協議会」を設置 (関係部局長らで構成、コンピュータ の活用による行政事務近代化と市民サービス向上のための総合的、かつ、基本的方策につき研究協 議に着手)

部門	主管課	処 理 業 務	委託料(千円)	委託先	開始
	G WY	市県民税	36,632	R K K	年度 41
	市民税課	軽自動車税	5,021	"//	43
	<b>各在</b>	固定資産税	5 2,8 0 2		4 1
	資産税課	法人市民税	5,856		5 4
税務部門	主税課			<i>"</i>	45
(稅務部)	主税課	税 収 納 管 理 税収納明細(COM)	5 5,2 3 2	福岡電算	5 4
		口座振替、滞納整理	1 4,8 0 4	他 R K K	47
	納税課	納税組合事務費	1,5 4 8	// /K /K	47
	小計	M3 亿 租 日 于 35 具	177,087	"	41
	会計室	財務会計	6,653	R K K	5.3
	財政課	市債統計	561	" " "	43
総務部門	<b>船</b> 与課	給 与 計 算	1 4,8 7 8	"	4 2
/会計室\	和子咻	職員健康保険	405	"	44
(総務部)	職員厚生課	団体保険・厚生貸付	1,237	"	47
職員部	<b>娰</b> 貝厚生誅	家族療養附加金	1,053	"	47
1	小 計	沙 灰 凉 爱 PIJ 加 亚	24,787		4 1
	ום יני	国民健康保険	4 9,5 9 0	R K K	4 2
	保 険 課	同レセプト	18,821	"	5 6
		乳児・障害者医療	5,012	"	5 6
民生部門		国民年金	34,100	KIS	5 1
/市民部/	国民年金課	所得状況	101	R K K	5 1
福祉部人		生活保護医療券	4,800	"	5 1
•	社会課	児童手当	1,769	K I S	4 8
		児童措置費(保育料)	7,385	R K K	4 9
	小計		1 2 1,5 7 8		
		受益者負担 金	1,9 3 0	R K K	4 4
┃ ┃ 建 設 部 門	下水道管理課	下水道使用料	7,0 3 2	KIS	5 1
/下水道部/		水洗化貸付金	4,9 3 4	"	5 1
計画部)	区画整理課	換地計算	2,1 4 0	インテック 名古を屋	4 5
VP1 part 1917 /.	小 計		16,036	<u> </u>	
市民病院	病院事務局	病院経理	4,6 3 8	R K K	5 5
水道局	営業課	水道料金	5 9,4 5 2	K I S	4 2
交 通 局	総務課	給与計算	2,486	熊本計算	4 4
合 計	17 課	28 業 務	4 0 6,0 6 4	5 社に委託	
	<u> </u>		ļ		<u> </u>

(注) 委託先 RKKは、アール・ケー・ケーコンピュータサービス KISは、熊本情報処理センター

## 8 職 員 研修

# (1) 研修受講人員

(昭和56年度)

区	分	戦	場外	研修		湘	派遣研	遣 研	研修	椒	合	計
		一般研修	専門研修	その他	計			ועד	'NE	п	ĦΙ	
延人	員	664	1.0 3 1	1,614	3,3 0 9		· .	2 9	2		3,6 0 1	

# (2) —般研修

					·	
研修名	対 象	回数	人員	日数	実施時期	内 容
	   一般行政 職	回 1	人 88	日25	月	*** 1051
前	技能労務職 A	1	23	16	4	対象 187人 前期採用者 150人
i iii	// B	1	13	10	4	後期 // 37人
叔	保健婦	1	5	14	4	-   公務員としての自覚と意識の確立を図らせ、職務
新規採用   用	看 護 婦	1	7	10	4	遂行に必要な実務の基礎知識を習得させ、職場へ
】 職員研修	医療技術職	1	14	7	5	の適応力と市職員としての心構えを養成する 講師主に部内講師
後	一般行政職	1	15			MINNY TELEMPT DESIGN
   後期   採用	技能労務職A	1	18	35	12~1	
	" B	1	4			
事務員・技術員研 修	主 事 補 技 師 補	1	13	3	5	職務を適切に遂行するために要請される知識・技能・態度及び判断力・表現力の基礎を養う 講師部内講師及び部外講師
更員研修(1)	主 事 技 師	3	120	5	6~7	担当する職務を遂行するために必要な法の解釈と 運用能力の基礎知識を習得するとともに市行政の 現状と将来を認識する 講師部内講師及び部外講師
女子職員研修	主 事 技 師	1	27	3	1	市行政の現状を認識し女子職員としてのあり方、 心構えを再認識するとともに、職務遂行能力の向 上を図る 講師部内講師及び部外講師 安託先…九州創造性開発研究所
吏 員 研 修 (2)	主 事 技 師	0				中堅吏員としての市行政のあり方と今後の方向についての主体的な考え方を確立するとともに高度な知識と応用力、判断力、表現力を養う請師部内講師及び部外講師 安託先…組織能力開発センター
係長研修(1)	新任係長職	3	69	5	10	新任監督者としての職務、役割を遂行するために 必要な知識、技能及び原理原則の習得を図る 講師部内講師
係長研修(2)	係長職	1	24	3	2	重要かつ複雑な職務を執行管理するために必要な 監督者としての応用力、実践力をOJTリーダー 養成をとおして習得する 委託先…参画経営研究所
課長補佐研修(1)	新任補佐職	1	44	3	7	課長の職務、役割を補助代行する補佐としての職務を遂行するために必要な知識、技能を習得する 委託先…近代経営協会
課長補佐研修(2)	課長補佐職	1	27	2	7	課長補佐として重要かつ複雑な職務を執行管理するために必要な知識、技能を習得する 講師部内講師及び部外講師
課長研修	課長戦	2	73	3	9•10	市行政を効果的に執行するために必要な総合的視野にたったものの見方、考え方及び諸々の問題に対する解決能力を養う講師部外講師
部長研修	部長職	1	33	2	8	複雑多岐な地方行政の企画決定及び運営に直接携わる上級管理者として要請される高度な行政能力と時代に即応した行政感覚を養成する 講師部外講師

## (3) 専門研修

研修名	対 象	回数	人員	日数	実施時期	内容
文書事務研修	全 職 員	3	人 86	日 3	月 8	行政を民主的、能率的に処理するために必要な文書事務の合理的運用能力を養う講師部内講師
接遇研修	"	2	37	2	.8	公務員として、日常業務に必要な接遇の心 構え及び態度について考えるとともに、応 対のあり方について習得する 講師部内講師及び部外講師
法制執務研修	II .	1	22	5 (半日)	8	立法事務の原則及び技術を正しく理解する とともに、法の解釈及び運用能力の向上を 図る 講師熊大教授
電気技術研修	電気技術職	5	8	2~3	5 • 7 • 10 11 • 2	電気設備の保全管理について 委託研修
栄養士研修	栄 養 士	1	5	2	9	複雑多岐化する栄養士の業務を合理的かつ 能率的に遂行する能力を養う 講師熊大その他
保育所研修	保 母	28	598	1~5	5 ~ 3	障害児保育、自閉症児保育、幼児体育、中 堅保母、園長研修等の専門的な知識及び技 術を習得することにより保育者としてのそ の資質の向上を図る 講師部外講師
保健婦研修	保 健 婦	10	200	1 (2 H)	5 • 7 • 8 • 1 0 • 1 • 2 3	
行政法研修	全 職 員	1	25	10 半日	10	行政及び行政法の意義、特質を理解すると ともに行政処分を法律行為として思考処理 する能力を養う 講師熊大教授
地方自治法研修 「憲法と地方自治」	. #	1	15	5 (半日	) 11~12	現実に生起する問題に対処できるよう行政 実例、判例等を引用しつつ地方公共団体の 組織及び運営についての基本法である地方 自治法の体系的な理解を図る 講師 熊大教授
地方公務員法研修	"	0				地方公務員法の理念、性格および具体的内容を現行公務員制度の関連において理解する 講師部内講師
民法研修	"	1	18	10(半日	1~2	私人相互関係を規律する民法の中の「物権法」の概要を理解するとともに公法との関連についても言及することにより、行政の公正的確な処理能力を養う講師熊本商大講師

# (4) リーダー養成研修・その他の研修

	研 修 名	対 象	回数	人員	日数	実施時期	内容
IJ	部 内 講 師 養 成 研 修	部内講師	0	٨	日	月	部内講師に研修のあり方、学習指導の方法 等を習得させることにより職員研修の効果 をより高める
」 ダ	公務員倫理指導 者研修(KET)	"	1	2	5	11	委託先公務研修協議会
養	公 研 協 方 式 接遇指導者研修	"	0				「接遇研修指導者養成研修会」
成研修	JST 指導者養成研修 (標準課程)	<i>"</i>	1	1	8	4~6	委託先日本人事管理協会 「JST指導者養成課程」
110	JST 指導者養成研修 (継続課程)	"	0				委託先日本人事管理協会 「事例研究技法コース」
	管理者講 演会	管 理 者	3	370	3 (半日)	7•11•1	「行政改革のゆくえ」屋山太郎氏 「日本の政治はどこへ行くか」平野宗美氏 「公務員の社会的機能と職業倫理」 加藤富子氏
そ	職場 研修	福食教産納市歌公学 根 女 東ン委化税 民 校 事ン委化税 院 主 所一会館課課師書事	9	64 11 80 14 50 40 29 50 82 420			
0	同和問題研修会		1	350	1	7	「人権と同和問題」。磯村英一氏
他	精神衛生講演会		1	50	1	2	「現代社会の精神衛生」 (早期発見早期治療)なだいなだ氏
0	治 水 事 業 に関する研修会		1	160	1	8	,
	用地研修		1	39	7	1~2	
研	手話技術 研修		1	33	23	10~3	
修	ファミリートレーニング	市民税課課課	1	32	3	7	課(組織=フアミリー)を一つの単位として組織目標を合理的、能率的、計画的に達成するための問題点の把握とその解決法を追求する 委託先組織能力開発センター
	通信教育	全 戦 員	1	149		7~1	教養コース、事務管理コースほか 実施校産業能率短期大学、日本マネジ メントスクール、日本経営協会 日本ペンスクール
	聴 講 生	"	1	5		4~3	委託先······熊本大学法学部 講座名······行政法、憲法、民法、労働法
	研 究 生	11	1	3		4~3	委託先······熊本大学医学部、薬学部、理学 部

# (5) 派遣研修

	研		修	,	名		場		所		人	員	期	間
	海	外	派	遺	研	修	欧 • 米					2 人	13日間、	10日間
研	自	治 大	学	校 (	1 剖	3 )	東	京		都	•	1		6カ月
修	自	治 大	学	校 (	2 部	3 )		"				1		3カ月
所	自	治大	学	校 (	税發	; )		"				1		1カ月
派遣					•		岡山市、	倉敷	市ほ	か		27		3 日
研	-1/17	-	¥==	\str	711	like	姫路市、	神戸	市ほ	か		30		3 日
修	都	市	派	遣	研	修	尼崎市、	福山	市			10		3 日
							鹿児島市					15		2 日
特別派遣研修	熊	日経 営	市セ	民ミナ	大	学 」	熊	本		市		46	5月	~3月
遺	行	財政研	修全	 ★東京	セミ	ナー	東	京		都		0		
饼	本	省	派	遺	研	修	東京都•自治	省行政	人局振り	輠		4		1年間
各遺	専	門	技	術	研	修	東京	都	ほ	か		44	1日	~7日
課研派修	_	般	派	遣	研	修		"	•			128	5日	~50日

# 9 選 挙

## (1) 永久選挙人名簿登録者数

(昭57.5.24現在)

開票区	投票区		男	女	計
	1	碩 台 小 学 校	1,314	1,869	
	2	信愛女学院幼稚園	820	1,321	3,183
	3	世	2,755	2,479	2,1 4 1
	4	展	1,374	1,580	5,2 3 4 2,9 5 4
	5	市立高校	1,387	1,782	3,169
	6	<u>,</u>	1,150	1,7 8 2	2,424
	7	龍田小学校	3,202	3,5 5 3	6,7 5 5
	8	武蔵小学校	1,364	1,519	2,883
	9	楠 小 学 校	2,5 4 3	2,876	
	10	麻生田小学校	2,670	3,078	5,4 1 9 5,7 4 8
	11	城北小学校	990	1,099	2,089
	12	八景水谷公民館	2,5 9 6	1,7 3 1	4,3 2 7
	13	清水小学校	2,116	2,5 0 0	4,616
	14	亀 井 公 民 館	1,199	1,465	2,664
	15	高平台小学校	2,5 2 8	2,916	5,4 4 4
	16	銀杏学園短期大学	1,132	1,319	2,451
,	17	京陵中学校	1,132	1,630	2,838
1	18	<b>童</b> 川 小 学 校	1,764	2,3 7 3	4,1 3 7
_	19	京町台保育園	938	1,216	2,154
	20	池田小学校	2,396	2,5 9 0	4,986
	21	一新幼稚園	875	1,303	2,178
	22	一新小学校	1,370	1,876	3,2 4 6
	23	横手保育園	827	1,091	1,918
	24	慶徳小学校	757	1,126	1,883
	25	熊本市役所	1,392	2,103	3,495
	26	白 川 小 学 校	1,171	1,595	2,766
	27	鎮 西 高 校	1,036	1,296	2,3 3 2
,	28	大 江 小 学 校	2,071	2,4 4 6	4,5 1 7
İ	29	九 州 学 院	1,339	1,793	3,132
	30	託 麻 北 小 学 校	1,5 0 0	1,6 3 4	3,1 3 4
	31	託 麻 東 小 学 校	2,897	3,171	6,068
	32	託 麻 西 小 学 校	2,9 3 2	3,1 1 0	6,042
	33	県身体障害者福祉センター	1,096	1,194	2,290
	3 4	清水北老人憩の家	599	657	1,2 5 6
	35	上熊本老人憩の家	457	560	1,017
	36	託麻市民センター	959	1,001	1,960
		小計	56,724	66,126	1 2 2,8 5 0
	4 1	五 福 小 学 校	864	1,190	2,054
	4 2	花 園 公 民 館	1,338	1,6 4 0	2,9 7 8
· .	43	花 園 小 学 校	2,6 0 1	2,968	5,5 6 9
	4 4	岳 林 寺	1,614	2,0 0 2	3,616
	45	城 西 小 学 校	2,631	3,139	5,770
,	46	春日小学校	2,0 6 9	2,423	4,492
2	47	春日保育園	815	1,123	1,938
	48	古町 小学校	1,590	2,1 2 5	3,7 1 5
[	49	三陽自動車学校	1,914	2,4 2 1	4,3 3 5
	5 0	白 坪 小 学 校	1,593	1,854	3,4 4 7
	5 1	池上小学校	1,781	2,0 5 5	3,836
	52	城 山 小 学 校	2,508	2,9 1 0	5,418
	53	松尾東公民館	479	554	1,033

開票区	投画区	投票 所	男	女	計
NII VIV KT			563		
	54	松尾西小学校		623	1,186
	5 5	松尾北公民館	113	123	236
	56	小島小学校	1,021	1,2 0 6	2,227
	57	有明保育園	257	284	541
	58	中島小学校	685	807	1,492
	59	二番公民館	776	886	1,662
	60	城 南 中 学 校	1,716	2,5 2 1	4,237
	61	川尻公会堂	1,517	1,783	3,300
	62	力 合 小 学 校	1,9 6 4	2,194	4,158
2	63	日吉小学校	2,3 6 7	2,7 1 1	5,078
	64	森 下 保 育 園	1,881	2,066	3,947
	65	向 山 小 学 校	1,601	2,0 0 9	3,610
	66	世安公民館	1,3 0 5	1,563	2,868
	67	<u>本 荘 小 学 校 </u>	1,258	1,754	3,012
	68	春竹小学校	2,4 7 7	3,166	5,643
	69	事業内高等職業訓練校	1,589	1,9 0 2	3,491
	70	託 麻 中 学 校	1,661	1,923	3,584
	7 1	田迎小学校	2,1 1 8	2,3 1 9	4,4 3 7
	72	御幸小学校	2,2 0 2	2,486	4,688
	73	仁 愛 幼 育 園	861	1,008	1,869
		小計	4 9,7 2 9	5 9,7 3 8	109,467
	81	西原小学校	2,8 2 7	3,014	5,8 4 1
	82	西原公民館	969	1,1 2 1	2,090
	83	菊 水 学 園	1,404	1,5 7 5	2,979
	8 4	託 麻 原 小 学 校	2,7 5 5	3,093	5,848
	85	東水前寺公民館	2,0 3 6	2,483	4,519
	86	带山中学校	1,5 1 6	1,7 1 2 2,8 5 3	3,2 2 8 5,2 1 0
	87	带山小学校	2,3 5 7		2,889
	88	帯山校区第6町内公民館	1,3 4 6 1,2 5 5	1,5 4 3	2,726
	89	京塚公民館	2,6 2 5	2,9 2 4	5,5 4 9
	90	尾 ノ 上 小 学 校     月出校区第1町内公民館	2,7 7 2	2,839	5,611
	91		2,6 7 8	2,8 0 0	5,478
	92		2,5 2 5	2,813	5,338
	93		1,259	1,4 3 6	2,695
	94			1,887	3,5 2 3
0	95	東野中学校	1,636		-
3	96	1 1 1 1 1	2,1 4 2	2,5 2 9	3,104
	97	/**	1,397	1,835	3,318
	98	泉 ケ 丘 公 民 館 健 軍 小 学 校	1,483		3,610
	99		1,798	1,8 1 2 2,2 5 0	4,1 3 3
	100	湖 東 中 学 校     砂 取 小 学 校	1,883	2,9 2 2	5,1 4 4
	101		785	1,007	1,792
	102				3,0 4 3
	103		1,420	1,623 2,047	3,813
	104	工津湖団地第2集会所 出 水 小 学 校	1,766	1,9 9 7	3,459
	105		1,462	1,9 9 7	2,635
	106		1,158	2,888	5,414
	107		2,5 2 6	3,283	
	108	白 山 小 学 校 白 山 保 育 園	2,7 9 8		1,631
	109			911	3,239
	110		1,5 4 7	1,692	
		小計	5 5,0 6 7	63,544	118,611
	合	計	161,520	189,408	350,928

# (2) 市議会議員選挙各種記録の推移

選挙施行年月日	昭38430	昭42428	昭46.4.25	昭 5 0.4.2 7	昭 5 4.4.2 2
区分			, , <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	7,0 0, 1,2 ,	
有権者総数	2 2 6,4 4 0	2 4 9,6 8 5	301,864	3 1 8,1 6 9	3 4 0,5 4 8
投 票 者 数	1 6 5,7 6 3	184,472	219,808	2 2 9,0 7 6	2 4 3,0 1 0
投 票 率 (%)	7 3.2 0	7 3.8 8	7 2.8 2	7 2.0 0	7 1.3 6
立候補者数	96	99	89	68	6 4
定数	48	48	5 2	5 2	52
最高得票数	4,5 2 7	3,664	4,6 6 1	5,618	6,498
当選者最低得票数	1,7 3 4	1,916	2,4 3 8	2,7 0 0	3,206
立候補者最高年齢	6 9	7 3	6 6	68	80
″ 最低年齢	2 5	29	26	27	30

## (3) 各種選挙の投票率

(単位 %)

					`	1 11111 / 0 /
選挙別		開票区	第 1	第 2	第 3	全体
熊本市長選挙	(昭53.1	1.26)	4 1.8 3	4 0.5 7	4 0.7 9	4 1.0 8
熊本県知事選挙	(昭54.	2. 4)	3 4.0 2	3 2.1 1	3 3.5 0	3 3.2 5
<b>県議会議員一般選挙</b>	(昭 5 4.	4. 8)	6 3.3 1	6 6.2 5	6 2.2 5	6 3.8 6
市議会議員一般選挙	(昭54.	4.22)	7 0.1 8	7 4.8 1	6 9.3 9	71.36
参議院議員補欠選挙	(昭54.	4.22)	6 7.8 2	7 3.0 8	6 6.9 4	6 9.1 5
衆議院議員総選挙	(昭54.1	0. 7)	6 9.5 5	69.89	6 9.4 2	6 9.6 1
衆議院議員総選挙	(昭 5 5.	6.22)	7 4.9 5	7 4.2 2	7 4.8 6	7 4.6 9
参議院議員通常選挙	(昭 5 5.	6.22)	7 4.8 8	7 4.1 4	7 4.7 8	7 4.6 2

## (4) 各種選挙党派別得票状況

党派別選挙別	区分	自 民	社会	公 明	民 社	共 産	諸派	無所属	計
	総得票数	114,177	_			_	25.597		139,774
•	最高 "	114,177	_	_	. —	_	25,597		
熊本市長選挙	最低 "	114,177	_	_	_		25,597		. –
	得票率(%)	81.69	_	_	_		1 8.3 1	_	100
	候補者数	1	_	_	_		1	_	2
	総得票数	96,077	_	_	_	_	18,287	_	114,364
	最高 "	96,077	_	_		-	18,287		_
熊本県知事選挙	最低 "	96,077	_	_	_	<del>-</del>	18,287		_
	得票率(%)	8 4.0 1	_	_	_	_	15.99		100
	候補者数	1	_	_	_	_	1	_	2
	総得票数	101,401	40,273	33,527	11,150	11,088	10,800	9,827	218,066
<b>県議会議員選挙</b>	最高 "	13,807	10,808	11,890	11,150	11,088	10.800	9,827	_
(熊本市選挙区)	最低 "	10,217	10,204	10,638	11,150	11,088	10,800	9,827	_
定数 16	得票率(%)	46.50	1 8.4 7	15.38	5.11	5.08	4.95	4.5 1	100
	候補者数	9	4	3	1	1	1	1	20
	総得票数	76,558	45,271	33,437	4.126	9,630	5,122	65,960	240,107
市議会議員選挙	最高 "	6,498	4,864	4,265	4,126	3,849	5,122	5.843	
	最低 "	3,206	3,546	3,211	4,126	3,211	5.122	3,299	
定数 52	得票率(%)	31.88	1 8.8 6	13.93	1.72	4.0 1	2.13	27.47	100
	候補者数	18	12	9	1	3	1	20	64
	総得票数	121,364	77,341		_	28,040	_	_	226,745
参議院議員補欠選挙	最高 "	121,364	77,341	_	_	28,040			
(地 方 区)	最低 "	121,364	77,341	_	_	28,040			
欠員 1	得票率(%)	53.52	3 4 1 1	_	_	12.37			100
	候補者数	1	1	_	_	1	_		3
	総得票数	56,953	69,664	39,755	_	10,188	1,286	63,872	241,718
衆議院議員総選挙	最高 "	33,844	42,013	39,755	_	10,188	1,286	45,565	
(熊本県第1区)	最低 "	23,109	27,651	39,755	_	10,188	1,286	555	
定数 5	得票率(%)	23.56	2 8.8 2	16.45	_	4.22	0.53	26.42	100
	候補者数	2	2	1	_	1	1	3	10
	総得票数	122,124	50,800	47,605	<u> </u>	11,511	1,659	25,591	259,290
衆議院議員総選挙	最高 "	46,926	50800	47,605	_	11,511	1,659	25,591	
(熊本県第1区)	最低 "	35,096	50,800	47,605		11511	1,659	25,591	_
定数 5	得票率(%)	47.10	1 9.5 9	18.36		4.4 4	0.64	9.8 7	100
	候補者数	3-	1	·1	_	1	1	1.	. 8
	総得票数	140,958	90,889			15,125			246,972
参議院議員通常選挙	最高 "	76,690	90,889	_	_	15,125	-		
(地 方 区)	最低 "	64,268	90,889			15,125		.—	
定数 2	得票率(%)	57.08	36.80	ļ —	_	6.1 2	_	_	100
	候補者数	2	1	_		1			4

(注) 県、市議選の最低得票数は当選者分を示す 国会議員の選挙については、能本市の投票結果を記載 按分による小数点以下の得票数は省略 熊本市長選挙における「諸派」は「熊本市をよくする会」 熊本県知事選挙における「諸派」は「熊本県をよくする会」 県議会議員選挙における「諸派」は「新自由クラブ」 市議会議員選挙における「諸派」は「生長の家政治連合」 衆議院議員選挙における「諸派」は「日本労働党」

## 10 友 好 都 市

都市名

桂林市(中華人民共和国)

提携年月日 昭和54年10月1日

#### 目 的

友好都市とは、通常姉妹都市とも呼ばれているもので、地形、歴史、伝統等が類似している都市と都市との縁組 で都市相互間の文化提携、文化交流、留学生交換、行事の招待など幅広い交流を行い、国際親善の実をあげる ことを目的としている。

#### 提携までの経緯

熊本市は、かねてより中国の都市との友好都市締結を考慮していたが、昭和54年7月、中国桂林市へ友好都市締結についての事務打合せのための先遣団を派遣、同年10月1日、梁成業桂林市革命委員会主任を団長とする桂林市友好訪問団一行20名を熊本市に迎え、市議会の同意を得て、市制施行90周年記念式典と機を一にして友好都市の調印式を挙行した。

#### 桂林市の概要

桂林市は、中国西南部、広西壮(チワン)族自治区の東北部に位置する永い歴史をもった風光明媚な都市で、 市内には澄みきった水がゆったりと流れる漓江沿いに、南画にみられるような奇峰、奇岩(象鼻山・独秀峰・畳 彩山・蘆笛岩などと名付けられている)がそそり立ち「桂林山水甲天下」と謳われるすばらしい景観を呈している。

また、桂林の桂はキンモクセイのことで、キンモクセイの街路樹が街の隅々まで植えられて、花の咲く9月・10月には街中がその香りで包まれると云われている。

桂林市の人口は、現在約39万人で、大多数は漢民族であるが、回・壮・苗瑤などの民族からなっている。面積は525平方キロメートル(熊本市の約3.1倍)で、気候は亜熱帯地方に属し、年間の平均雨量は1,900ミリメートル、平均気温19 Cと温和で、住みよい地方とされ、古くから広西の政治、文化の中心地として栄えてきたところである。

## 親善交流状況

昭和55年1月星子熊本市長を団長とする熊本市友好訪問団が桂林市を中心に中国各地を歴訪し、友好交流事業について具体的話し合いを行って以来、両市の友好往来はますます活発になり、特にこの間の往来は、将来の交流の基礎を築いた。

## 主な交流事業をあげると、

55年 8月 梁山桂林市革命委員会主任及び歌舞団

56年 2月

熊本市の千原桜を桂林市に贈呈

一行の火の国まつり参加

5 6年 8月

熊本市高校生の桂林市訪問

55年 9月

熊本市友好訪問団の桂林市訪問

56年10月

熊本市民友好の翼桂林市、南寧市、

55年11月

熊本市の公害関係職員を桂林市に派遺

昆明市訪問

このほか、民間における文化交流(アマチュアオーケストラ、人形劇等)も活発に行われている。

今後も、なお一層、経済・文化などの各分野にわたり協力と交流を促進し、日中両国民の子子孫孫にわたる友 好発展につとめる。

(昭57.4.1 現在)

### 故徳富猪一郎(蘇峰)氏(昭和30年顕彰)

文久3年1月25日生まれ。近世日本の先覚者として、また、すぐれた思想家であった。

熊本在住中は大江義塾の創始者として子弟の教育に専念し、その啓蒙的影響が大であった。

昭和32年11月2日逝去(94歳)

## 故高橋守雄氏(昭和30年顕彰)

明治16年1月1日生まれ。第7代市長として、3大事業などを完遂(二十三聯隊の移転、市電、上水道の開設その他)熊本市の近代化、発展、繁栄につくし、また、教育者として、郷土教育の振興育成に活躍した。

昭和32年5月6日逝去(74歳)

## 故細川護立氏(昭和35年顕彰)

明治16年10月21日生まれ。細川家16代当主、有斐学舎の舎長、また、肥後奨学会の総裁に就任、多額の奨学金を出資し学徒の育成接護につくした。さらに国の文化財保護委員会委員として、本市の重要文化財、史跡名勝などの保存活用に貢献した。

昭和45年11月18日逝去(87歳)

## 故福田令寿氏(昭和35年顕彰)

明治5年12月7日生まれ。医師開業のかたわら、五高、医専などで教鞭をとり、子弟の教育に専念のほか、社会文化、社会福祉関係の諸要職を歴任した。特に県の文化功労者にえらばれたほか、かずかずの叙勲、受賞にかがやき、郷土の社会文化、福祉の向上発展につくした功績は大きい。

昭和48年8月7日逝去(100歳)

## 故宇野哲人氏(昭和44年顕彰)

明治8年11月15日生まれ。東京帝国大学で漢学、中国哲学の教授、名誉教授としてのすぐれた業績は、郷土熊本の文運の興隆に、多くの影響をあたえた。また、現在わが国における漢学関係の学究者で、直接、間接に氏の薫陶、影響を受けないものはないといっても過言ではない。

昭和49年2月19日逝去(98歳)

## 故堅山熊次(南風)氏(昭和44年顕彰)

明治20年9月12日生まれ。横山大観画伯などに師事、日本画に精進し、その多くの作品のうえに肥後の郷土色の にじみ出た芸術の香りがよく生かされている。

氏のすぐれた業績は、現在、大観画伯なき後の日本画壇の第一人者といわれ、また、郷土文化の進展に大きく 貢献している。

昭和55年12月30日逝去(93歳)

## 後藤祐太郎(是山)氏(昭和54年顕彰)

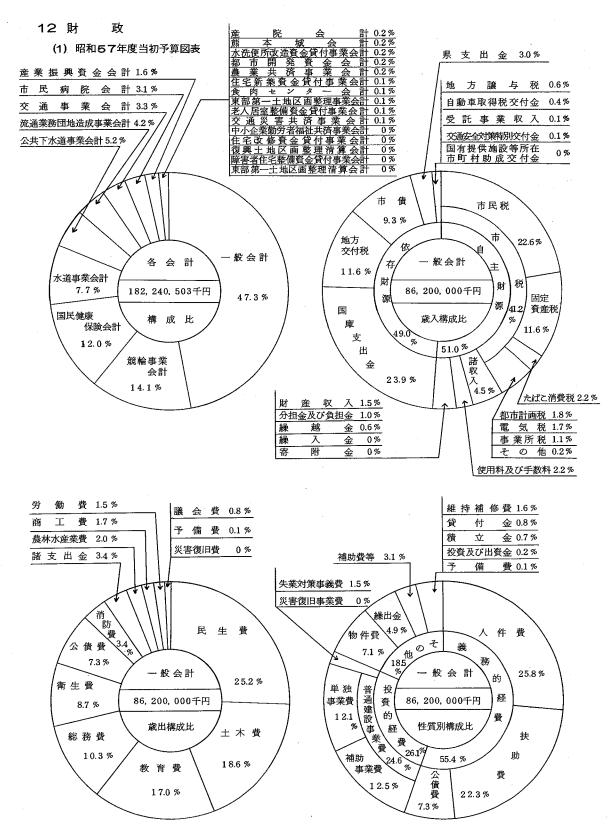
明治19年6月8日生まれ。熊本における文化啓蒙家として郷土史の研究、文化活動において多大の功績があった。 俳句同人誌「東火」(昭和2年「かわがらし」として創刊。昭和17年に改題。)主宰をはじめ、力作「肥後 文人画の研究」「肥後国誌」等の著作、「熊本市政七十年史」の編纂、「県史」「県議会史」の監修など、氏が 手がけた仕事は、名利を求めず時流にもおもねらず、ひたすら自己の真実を貫くその生活態度とともに、今日高 く評価されている。勲五等瑞宝章受賞。県近代文化功労者。熊日社会賞受賞。

現在95歳

## 中村破魔子(汀女)氏(昭和54年顕彰)

明治33年4月11日生まれ。現代女流俳人の第一人者。氏の句は女性特有のこまやかな情感に裏打ちされて艶であり優であり且つ頭脳的であるところにその本領があるが、そのなかにはまた、常に変わらぬ故郷熊本を想り純情がみなぎっているのも特徴の一つである。俳誌「風花」を主宰する傍ら、「春雪」「汀女句集」「春暁」「花影」「都鳥」「薔薇粧ふ」など数々の句集をはじめ、「ふるさとの菓子」「その日の風」などの随筆集を刊行し、女性俳句の隆盛はもとより文化の振興に多大の貢献があった。勲四等宝冠章受賞。県近代文化功労者。

現在81歳



							(単位 -	TM)
年 度	57 年	度	5	6 年	度 予 算		比 較	伸 率
会 計 別	当初予算	(A)	当初予		最終予	算	(A) — (B)	(A)—(B) (B)
一 般 会 計	86,200,000	47.3 %	81,250,000	49.0	97,183,118	51.3	4,950,000	6.1
特 別 会 計	6 9,9 9 5,9 4 3	3 8.4	61,095,202	3 6.8	68,077,335	3 5.9	8,900,741	1 4.6
国民健康保険会計	21,953,153	1 2.0	20.924,778	1 2.6	20,893,570	11.0	1,028,375	4.9
住宅改修資金貸付事業会計	4 0,9 4 2	0	39,289	0	28,275	0	1,653	4.2
障害者住宅整備資金貸付事業会計	29,122	0	26,631	0	10,399	0	2,491	9.4
老人居室整備資金貸付事業会計	101,235	0.1	93,635	0.1	93,635	0.1	7,600	8.1
交通災害共済事業会計	91,160	0.1	78,144	0	7 9,0 6 8	0	13,016	16.7
食肉センター会計	213,583	0.1	198,152	0.1	206,957	0.1	15,431	7.8
農業共済事業会計	294,862	0.2	299,654	0.2	262,631	0.1	△ 4,791	△1.6
産業振興資金会計	2,8 5 9,3 4 5	1.6	2,7 3 9,4 2 0	1.7	2,7 3 3,5 2 0	1.5	119,925	4.4
中小企業勤労者福祉共済事業会計	57,008	0	53,937	0	55,977	0	3,071	5.7
流通業務団地造成事業会計	7,7 4 3,2 0 8	4.2	1,575,961	0.9	4,3 3 2,7 3 7	2.3	6,167,247	391.3
競輪事業会計	25,612,346	1 4.1	25,819,866	1 5.6	27,102,708	1 4.3	△ 207,520	△0.8
熊 本 城 会 計	391,669	0.2	376,980	0.2	387,339	0.2	1 4,6 6 9	3.9
都市開発資金会計	312,532	0.2	171,084	0.1	171,084	0.1	141,448	8 2.7
東部第一土地区画整理事業会計	157,193	0.1	174,842	0.1	198,162	0.1	△ 17,649	△1 0.1
東部第一土地区画整理清算会計	2 4,2 4 6	0	97,530	0.1	79,530	0	△ 73,284	△7 5.1
復興土地区画整理清算会計	31,119	0	32,513	0	30,819	0	△ 1,394	△ 4.3
公共下水道事業会計	9,518,189	5.2	7,904,906	4.8	10,601,953	5.6	1,613,283	20.4
水洗便所改造資金 貸付 事業 会計	319,228	0.2	345,348	0.2	283,439	0.2	△ 26,120	△7.6
住宅新築資金貸付事業会計	245,803	0.1	142,532	0.1	5 2 5,5 3 2	0.3	103,271	7 2.5
一般•特別会計合計	156,195,943	8 5.7	1 4 2,3 4 5,2 0 2	8 5.8	165,260,453	87.2	18,850,741	9.7
企 業 会 計	26,044,560	1 4.3	23,550,869	1 4.2	24,199,067	12.8	2,493,691	1 0.6
産 院 会 計	4 4 4,2 6 6	0.2	408,604	0.2	440,753	0.2	35,662	8.7
市民病院会計	5,662,694	3.1	4,6 1 6,4 5 4	2.8	4,7 4 7,1 9 3	2.5	1,0 4 6,2 4 0	2 2.7
水道事業会計	1 4,0 1 6,2 4 1	7.7	13,249,915	8.0	13,506,666	7.2	766,326	5.8
交 通 事 業 会 計	5,921,359	3.3	5,275,896	3.2	5.5 0 4,4 5 5	2.9	645,463	122
総計	182,240,503	100	165,896,071	100	189.459,520	100	16,344,432	9.9

## (3) 一般会計性質別財源充当状況

N			<u> </u>	分	5 <b>7</b>	年	度 当	初	予 3	—— 章	,	56	年	度 :	当 1	切 子	. 算	
`	\	\					牛定則	 オ源		 般 財	源			特気	三 財	源	一般財	 源
性	質	. 另	ıl .		予算額	構成比	金都	構	金	額	構成比	予算額	構成比	金	額	構	金額	構成比
1	人		件	費	2 2,2 1 8,5 2 1	2 5.8	1,610,44	17 4.5		8,074	% 4 1.2	20,866,220	% 25.7	1,58	5,688	% 4.8	1 9,2 8 0,5 3 2	% 4 0.0
2	物	j	件	費	6,1 4 3,3 7 4	7.1	1,307,55	3.6	4,83	5,820	9.7	5,773,906	7.1	1,06	6,0 5 1	3.5	4,607,855	9.6
3	維	持	補作	<b>多費</b>	1,324,421	1.6	253,81	8 0.7	1,07	0,603	2.1	1,231,128	1.5	21	3,6 5 9	0.6	1,017,469	2.1
4	扶	₹	助	費	1 9,2 5 3,7 9 9	2 2.3	1 5,8 3 8,1 1	7 4 3.7	3,41	5,682	6.8	17,807,908	2 1.9	1 4,5 5	3,894	4 4.1	3,25 4,01 4	6.8
5	補	耳	<b>力費</b>	等	2,688,387	3.1	229,9	67 0.6	2,45	8,430	4.9	2,436,726	3.0	22	1,591	0.7	2,215,135	4.6
6	普事		6 建	設業	21,211,193	2 4.6	1 4,1 3 9,4 3	3 9.1	7,07	1,762	1 4.2	2 2,5 8 0,7 7 6	27.8	1 3,2 2	9,710	4 0.0	9,351,066	1 9.4
	補	〕	り事	業	10,786,845	1 2.5	9,460,70	2 6.2	1,32	6,143	2.7	9,467,804	11.7	8,23	6,843	2 4.9	1,230,961	2.6
	•	-		業	10,424,348	1 2.1	4,678,72	29 1 2.9	5,74	5,619	1 1.5	1 3,1 1 2,9 7 2	16.1	1,99	2,867	1 5.1	8,120,105	1 6.8
7	災事	<b>[</b> [	多復	[旧業	1,073	0	1,07	73 0		_		58,857	0.1	5	8,5 2 1	0.2	336	0
8	失	÷ 🕏	寸 事	業	1,3 1 5,5 6 2	1.5	536,12	22 1.5	77	9,440	1.6	1,458,275	1.8	630,	041	1.9	828,234	1.7
9	公	`	債	費	6,298,388	7.3	625,26	66 1.7	5,67	3,122	1 1.4	4,976,901	6.1	65	9,200	2.0	4,317,701	9.0
10	積	ĺ	立	金	578,369	0.7	578,30	58 1.6		1	0	231,565	0.3	23	1,564	0.7	1	0
11	投出		₹ 及 資	び 金	158,959	0.2		_	15	8,959	0.3	263,311	0.3		-	-	263,311	0.5
12	貸	t 	付	<b>金</b>	721,278	0.8	691,7	16 1.9	2	9,562	0.1	168,100	0.2	15	7,205	0.5	1 0,8 9 5	0
13	繰	-	出	金	4,2 1 6,6 7 6	4.9	4 0 5,5 1	75 1.1	3,81	1,101	7.6	3,3 2 6,3 2 7	4.1	32	8,205	5 1.0	2,998,122	6.2
14	予	÷	備	費	7 0,0 0 0	0.1			7	0,000	0.1	7 0,0 0 0	0.1		_	_	7 0,0 0 0	0.1
	合			計	8 6,2 0 0,0 0 0	100	36,217,4	14 100	4 9,9 8	2,556	100	8 1,2 5 0,0 0 0	100	3 3,0 3	5,329	100	4 8,21 4,67 1	100

## (4) 一般会計決算の推移

(歳入)

			区分	<del>)</del>		金		質 (千	円)	ŧ	<b>葬</b> 万	戈 出	í (%	)
Ž	款	_		度	53	54	55	56	57	53	54	55	56	57
1	市			税	2 52 8 2,1 8 5	28996,788	33,130,214	37,169,875	35,510,710	3 3.7	3 4.8	3 5.6	37.3	4 1.2
2	地	方譲	与	税	473,052	658.139	6 5 6,3 1 5	703,168	501,000	0.6	0.8	0.7	0.7	0.6
3		加車取得			416,476	456,067	400,372	415,886	350,000	0.6	0.6	0.5	0.4	0.4
4	国有市	可提供施 订村 助师	設等所 艾交付	在金	5,139	5,9 5 1	6,350	6,228	1,000	0	0	0	0	0
5	地	方 交		税	9.01 2,065	9.8 8 6,1 7 2	10,159.566	10,986,495	10,000,000	1 2.0	1 1.9	1 0.9	1 1.0	1 1.6
6	交特	通安分别交	全対付	策金	184,351	163,365	109.897	9 0,2 1 8	9 0,0 0	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1
7	分ŧ	旦金及.で	ブ負担	金	564,652	662953	78 4189	876,087	876,447	0.8	0.8	0.9	0.9	1.0
8	使月	用料及で	ア手数	料	1,3 3 2,5 6 1	1,4 6 5,1 7 2	1,6 5 6,78 3	1,876,635	1,887,872	1.8	1.8	1.8	1.9	2.2
9	围	庫支	出	金	17,524,020	1 9.6 2 1,6 1 6	19966660	20,898,811	20,630,091	2 3.4	2 3.6	2 1.5	2 1.0	2 3.9
10	県	支	出	金	2,059.249	2,2 7 5,0 0 6	2,6 3 2,774	3,060,655	2,5 5 3,0 8 2	2.7	2.7	2.8	3.0	2.9
11	財	産	収	入	863,464	1241157	1,1 1 8.6 6 7	1,3 8 3,03 7	1,261,372	1.2	1.5	12	1.4	1.5
12	寄	附		金	1 4,6 0 1	18203	4 1,1 4 7	47,758	2,626	0	0	0.1	0	0
13	繰	入		金	30,933	668931	2,6 2 4,1 3 7	3,019.114	23,216	0	0.8	2.8	3.0	0
14	繰	越		金	1,9 7 5,4 0 5	2,580,630	2,920,353	3,4 8 4,51 8	500,000	2.6	3.1	3.1	3.5	0.6
15	諸	収		入	3,513,716	2,632,399	412 2,6 59	4,654,973	4,0 2 5,1 8 4	4.7	4.3	4.4	4.7	4.7
16	市			債	11,766,600	1 0,8 9 1,2 0 0	1 2,6 2 3,7 0 0	1 1,0 7 2,3 0 0	7,987,400	1 5.7	1 3.1	1 3.6	1 1.1	9.3
	£	ì	計		75,018.469	8 3,2 2 3,7 5 2	9 2,9 5 3,7 8 3	9 9.7 3 6.7 5 8	86,200,000	100	100	100	100	100

(歳 出)

	/		区分	_	金		額(千日	円)		構具	戊 比	(%)	
	款		年度	53	54	55	56	57	53	54	55	56	57
1	議	会	費	562,949	587,876	637,112	651,386	662,126	0.8	0.7	0.7	0.7	0.8
2	総	務	費	1 0,2 0 8.5 8 1	1 2,9 7 6,7 4 2	1 6,3 5 6,3 71	17,151.082	8871,223	1 4.1	1 6.3	1 8.3	1 7.9	1 0.3
3	民	生	費	17,004,772	19.119.854	2 0,0 6 5,8 9 5	21,980,201	21,769,518	23.5	2 3.8	2 2.4	2 3.0	2 5.2
4	衛	生	費	8.1 2 2,4 2 0	6.052,378	6,685,818	7,191,062	7,478247	1 1.2	7.5	7.5	7.5	8.7
5	労	働	費	1,439.822	1,4 4 1,6 7 1	1,483,071	1,8 1 5,1 0 5	1,3 1 5,5 6 2	2.0	1.8	1.6	1.9	1.5
6	農	林水産	業費	1,78 2,606	1,8 5 4,4 5 7	1.839.741	1,962,595	1,686,404	2.5	23	2.1	2.0	2.0
7	商	I	費	1,658.690	2,158.139	2,567,049	1.53 8.499	1,452,353	23	2.7	2.9	1.6	1.7
8	土	木	費	11,092,918	13,825,702	1 4,6 8 6,6 8 6	16,479,439	16,064,684	1 5.3	1 7.2	1 6.4	1 7.2	1 8.6
9	消	防	費	2,5 4 9.3 2 2	2,6 7 8.4 5 2	2,771,236	3,1 1 2,1 8 7	2,921,919	3.5	3.3	3.1	3.2	3.4
10	教	育	費	1 2,7 1 4,2 7 6	13,191,202	15,042,937	1 5,1 5 0,2 3 6	1 4,6 7 4,1 50	17.4	1 6.4	1 6.8	1 5.8	1 7.0
11	災	害 復	旧費	3 3,2 1 3	77,667	142,006	56,791	1,066	0.1	0.1	0.2	0.1	0
12	公	債	費	2,4 5 8.7 7 0	3,442,293	4,5 5 8.0 3 4	5,907,687	6,314,388	3.4	4.3	5,1	6.2	7.3
13	諸	、支は	出 金	2,809.500	2,8 9 6,9 6 6	2,633,309	2,7 4 5,0 2 9	2918366	3.9	3.6	2.9	2.9	3.4
14	予,	備	費	0	0	0	0	70,000	_	_ ,	_		0.1
	É	<b>à</b>	計	7 2,4 3 7,8 3 9	8 0,3 0 3,3 9 9	89,469,265	9 5,7 4 1,2 9 9	8 6,2 0 0,0 0 0	100	100	100	100	100

(注) 56年度は決算見込額、57年度は当初予算額を示す

## (5) 財政指標(普通会計ベース)

年度		伸	指		伸	指		伸	指		伸	指		伸	指
区分	51			52			53			54			55		
		率	数		率	数		率	数		率	数		率	数
		%			%			%			%			%	
基準財政需要額	20,141,222	1 9.8	100	22841,589	1 3.4	113	26,691,478	1 6.9	133	2 9.5 1 3,2 0 3	1 0.6	147	3 2,6 3 7,1 6 7	1 0.6	162
基準財政収入額	12428172	149	100	15445516	243	124	18077659	170	145	19752119	93	159	2 28 9 6,0 4 2	1 59	184
一一大小人人人は	15,150.115	1	***	1 3,1 1 3,0 1 0			2 0,0 : 1,0 0 0								
標準税収入額	16,441,660	1 4.5	100	20,454,508	2 4.4	124	23,947,050	17.1	146	26,127,705	9.1	159	3 0,3 0 9.2 8 4	1 6.0	184
標 準 財 政規模	24029275	164	100	27809325	157	116	32611700	173	136	35633740	93	148	40021239	1 23	167
1 + X1 100,907	2 1,02 3.2 1 0	1 0.1		21,000.000	2 0.,	110	0 5,0 1 2,1 0 0			0 1,1 0 1,1 1	-				
財政力指数	0.62			0.65			0.6 5			0.68			0,68		
									1						
実質収支比率(%)	6.2			5.5			5.9			5.2			4.6		
										40			8.8		
公債費比率%	5,6			5.3			6.1			7.3			8.0		

# 13 市 税

# (1) 市税の税率及び納期

1	<del></del> 锐	目	<del></del>	納 期 限
		均等割	2,000円	
	個	13 (J. Ba	課税所得金額     税     率       30万円以下     2%       30万円 超     3%       45万円 "     4%       70万円 "     5%	1 期 6/1~ 6/302 期 8/1~ 8/31
市	人	所得割	100万円 "       6%         130万円 "       7%         230万円 "       8%         370万円 "       9%         570万円 "       10%         950万円 "       12%         2,900万円 "       13%         4,900万円 "       14%	3 期 10/1~10/31 4 期 1/1~ 1/31  ○ 一般的な申告納付期限 各事業年度終了
民税	法	均等割	1 資本等の金額が50億円を超える法人で熊本市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者数の合計数が100人を超えるもの年額1,000,000円 2 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が100人を超えるもの年額560,000円3 資本等の金額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が100人以下である法人で従業者数の合計数が100人以下である法人で従業者数の合計数が100人以下である法人で従業者数の合計数が100人以下である法人で従業者数の合計数が100人以下である法人で従業者数の合計数が100人以下である法人で従業者数の合計数が100人以下である法人で従業者数の合計数が100人以下である法人で従業者数の合計数が100人以下である方の及び資本等の金額が千万円を超え1億円以下である法人年額40,000円5前各号に掲げる法人以外の法人等	の日から2カ月以内、但し、税務署長の承認を受けたものは3カ月以内  ○人格のない社団等で収益事業を行わないもの 公共法人、公益法人で均等割のみを課されるもの 4月30日
		法人税割	$\frac{1 \ 4.7}{1 \ 0.0}$	
県	個	均等割	500円     課税所得金額	
段 税	人	所 得 割	課税所得金額     税     率       150万円以下     2%       150万円 超     4%	市民税と同じ
固	定	資産税	1.4	1期 5/1~ 5/3 1 2期 7/1~ 7/3 1 3期 9/1~ 9/3 0 4期 12/1~12/3 1
都	市台	計画税	0.2	固定資産税と同じ
軽	自頂	协 車 税	1 原動機付自転車 (プ) 総排気量が 5 0 c c 以下 700円(1) "90 c c "1,100円(ウ)"1 2 5 c c "1,450円2 軽自動車(プニ輪のもの(側車付を含む) 2,200円(分三輪のもの(2,000円) 2,850円	

税 目	税 率	納 期 限
	(ヴ)乗用のもの	5/1~5/31
市たばこ消費税	1 8.1%	小売人又は直接消費者に売り渡した月の 翌月末日まで
電気税	5%	毎月25日
ガ ス 税	2%	毎月25日
木 材 引 取税	(1立方メートル当たり) 1 すぎ 97円 2 ひのき 119円 3 まつ 76円 4 広葉樹 90円 5 けやき及びまかば 広葉樹の1.3倍 6 内地産のくす、なら、ほほ、えんじゅ、くわ、しほじ、やちだも、くるみ(さわくるみを含む)、けんぼう、なし及びくり以上広葉樹の1.2倍 7 内地産のかし類(あかかし、あらかし、しらかし、うばめかし及びいちがし) 広葉樹の1.1倍 8 ぶな及びしい 広葉樹の0.6倍 9 針葉樹のパルプ用材及び抗木すぎ、ひのき、まつの0.6倍 10 広葉樹のパルプ用材及び抗木	毎月 7日
商品券発行税	商品券発行額の2%	毎月10日から末日
特別土地保有税	土地の保有に対して課するもの       1.4 100         土地の取得に対して課するもの       3 100	土地の保有に係るもの(保有分)5月末日 土地の取得に係るもの(取得分)8月末日 2月末日
事業所税	1 既設分 (ブ) 資産割 事業所床面積 1 m²につき 年 5 0 0 円 (イ) 従業者割 従業者給与総額の 0.2 5 1 0 0 2 新設分 新増設事業所床面積 1 m²につき 6,000 円	個人 - その年の翌年3月15日 新設分

## (2) 納税義務者の推移

税	目		年 度	52	53	54	55	56
		普	均等割のみ	6,7 4 0	5,884	6,3 4 5	7,0 3 5	7,548
市	個	通	所得割のみ	6,9 6 4	8,0 3 3	9,283	1 0,0 8 4	10,383
		徴	完全納税者	2 8,2 2 2	3 2,6 3 5	3 6,0 1 0	37,858	4 0,8 5 0
		収	計	41,926	4 6,5 5 2	51,638	5 4,9 7 7	5 8,7 8 1
		特	均等割のみ	3,368	2,3 0 9	2,0 4 5	1,930	2,1 1 5
民	人	别:	所得割のみ	1 4,0 9 6	1 6,8 1 5	15,511	1 6,0 8 7	16,125
		徴	完全納税者	9 8,5 1 1	9 9,1 6 5	102,999	104,658	1 0 8,4 0 0
		収	計	1 1 5,9 7 5	118,289	120,555	122,675	126,640
税		Ą	計	157,901	164,841	172,193	177,652	185,421
	法	人	調定件数	14,660	1 4,7 9 3	1 6,6 6 6	17,000	1 8,5 0 0
固	資	土	地及び家屋	102,699	1 0 6,7 4 6	110,520	114,524	117,222
<u> </u>	資産税	償	却 資 産	( 2,188 )	(2,283)	(2,325)	(2,469)	(2,665)
上	7元	1,	計	102,699	1 0 6,7 4 6	110,520	1 1 4,5 2 4	117,222
軽	自			6 9,3 5 9	7 3,7 4 8	7 6,7 8 0	8 3,7 7 9	93,396
	合		計	3 4 4,6 1 9	360,128	376,159	392,955	4 1 4,5 3 9
44	前	年	増加数	1 2,8 0 6	1 5,5 0 9	1 6,0 3 1	1 6,7 9 6	21,584
	HI	+	伸長率ੴ	104	105	104	104	105

(注) 償却資産に係る( )は土地及び家屋に含む

## (3) 市税収入状况

יארטטריי	\ D\/.	,,,								(+1	T 1111
\			年	Ę	度		55			56	
目			_	_	_	調定額	収入額	収入率6%	調定額	収入額	収入率60
		普	通	徴	収	4,5 9 4,9 9 8	4,4 0 9,4 7 0	96.0	4,992,259	4,7 1 7,1 6 6	9 4.5
個人	分	特	别	徴	収	8,629,651	8,576,569	9 9.4	9,933,770	9,888,706	9 9.5
			i	t		1 3,2 2 4,6 4 9	1 2,9 8 6,0 3 9	9 8.2	1 4,9 2 6,0 2 9	1 4,6 0 5,8 7 2	97.9
法		人			分	4,6 9 8,7 9 7	4,6 4 3,1 4 8	98.8	5,659,231	5,569,502	9 8.4
	小			計		17,923,446	17,629,187	9 8. 4	2 0,5 8 5,2 6 0	20,175,374	9 8.0
固定	資産	土地	家屋	賞却	資産	8,766,591	8,6 2 2.5 8 8	98.4	9,5 3 6,5 3 8	9,275,868	97.3
交	付金	ž •	納	付	金	404,140	404,140	100	439,807	439,807	100
	小			計		9,170,731	9,026,728	9 8. 4	9,976,345	9,7 1 5,6 7 5	97.4
原	動模	き 付	自	転	車	4 3,7 2 5	4 2,4 3 7	97.1	48,780	4 6,9 2 3	96.2
軽	É	1	動		車	1 3 5, 8 5 7	133,975	98.6	1 3 6,7 2 3	1 3 2.7 8 4	97.1
=	輪	小	五	ñ	車	5,904	5,694	96.5	6,501	6,0 5 2	93.1
	小		i	計		185,486	182,106	98.2	1 9 2,0 0 4	185,759	9 6.7
ば	ζ	消	費		税	1,8 1 2,92 8	1,8 1 2,9 2 8	100	2,0 7 4,1 0 5	2.074,105	100
		灵			税	1,390,799	1,390,799	100	1,5 7 2,2 7 3	1,572,273	100
		ス			税	5 4,7 8 1	5 4,7 8 1	100	5 9,2 5 2	5 9,2 5 2	100
材	ě	<del>}</del>	取		棁	212	212	100	2 9	29	100
别 :	£ ±	也 伤	R 7	有	税	1 3 8,3 8 5	1 2 2,9 8 2	8 8.9	1 4 5,8 4 8	138,852	9 5.2
묘	券	発	î.	Î	税	5 5, 4 2 2	5 5,4 2 2	100	5 9,1 8 8	5 9,1 8 8	100
	業	涥	f		税	1,1 0 9,5 4 0	1,095,793	9 8.8	1,1 3 1,2 0 9	1,116,835	9 8.7
市	į	H	画		税	1,474,792	1,450,529	98.4	1,5 8 8,4 5 3	1,5 4 5,0 0 4	9 7.3
合				計		3 3,3 1 6,5 2 2	3 2,8 2 1,4 6 7	9 8.5	37,383,918	3 <b>6</b> ,6 4 1,9 5 6	9 8.0
納	Á	架	越		分	1, 3 7 5, 5 6 9	3 0 8,7 4 7	16.5	2,0 3 7,0 00	340,599	1 6.7
総			i	計		3 5,1 9 2,0 9 1	3 3,1 3 0,2 1 4	9 4.1	3 9,4 2 0,9 1 8	3 6,9 8 2,5 5 5	9 3.8
	個 法 固交 原軽二 ば 材 品 市 納	国は、大田の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一	個     法     定交     原軽二     ば     利品     市会       小資付小動     輪小こ     式ス引地     計     繰     計     繰	目   個   法	日   個   法   一	E   B   B   B   B   B   B   B   B   B	日   一	日   日   日   日   日   日   日   日   日   日	日   日   日   日   日   日   日   日   日   日	日   日   日   日   日   日   日   日   日   日	日   日   日   日   日   日   日   日   日   日

(注) 56年度分は決算見込額

## (4) 納税貯畜組合

S 57 (5)														
区分	組合数	組	合	税		目	調定額	組合	徐行	付額	収入率 (B) <del></del>	事務費 交付金	割合	事 務 費
年度	(III C) %A	員	数	704		н	( A )	件数	汝	金額(B)	(A)	(c)	(A) (A)	交付基準
				市	民	税	2,5 1 4,6 2 9	3 3,5	20	4 0 0,8 6 0	1 5.9			
5 2	925	5 2.1	0.0	固定	2資產	税	7,488,255	1 6 4,5	73	1,753,958	2 3.4	60,714	0.6	
9 0	923	J 2,1	. 00	軽的	動車	税	167,665	1 1,2 (	0 9	2 3,8 1 0	1 4.2	00,114	0.0	
					計		10,170,549	2 0 9,3	02	2,1 7 8,6 2 8	2 1. 4			納期内に完納
				市	民	棁	3,0 5 2, 9 9 2	3 4,1	96	4 4 1,4 0 5	1 4.4			した市税の
5 3	871	4 5,9	0.0	固定	官資產	锐	8,144,809	1 4 9,0	4 8	1,897,795	2 3.3	61,319	0.5	100分の3
	011	T 0, 3	,00	軽的	自動耳	税	166,174	8,6	05	1 8,4 6 3	11.1	0 3,0 1 0		(最高 3,000
					計		1 1,3 6 3,9 7 5	191,8	4 9	2,357,663	2 0.7			円)と
				市	民	税	3,719,847	3 5,2 9	8 (	378,434	1 0,2			領収書1枚に
5 4	850	4 5.3	200	固定	官資産	麓税	9,25 1,223	136,54	1	2,2 3 4,7 0 8	2 4.2	64,879	0.5	つき10円
"		7 0,0	, , ,	軽的	自動車	税	178,857	,9,38	2	20,947	11.7			
					計		1 3,1 4 9,9 2 7	1 8 1,2 2	1	2,634,089	2 0.0			均等割領収書
				市	民	税	4,594,998	3 3,5 2	4	488,093	1 0.6			については1
5 5	805	381	0.65	固定	官資源	Ě税	1 0,2 4 1,3 8 3	129,44	5	1,666,736	16.3	66,590	0.4	枚につき 50円
		"	3-00	軽	自動車	<b>草税</b>	185,486	8,11	1	17,781	9.6	,		
		_			計		1 5,0 2 1,8 6 7	7 1,0 8	0	2,172,610	1 4.5		<u> </u>	
				市	民	税	4,9 9 2,2 5 9	3 2,0 2	3	503,566	1 0.1			
5 6	7 3 9	40	285	固氮	它資產	<b>を税</b>	1 1,1 2 4,9 9 1	1 2 2,8 7	0 ?	1,654,512	14.9	69,036	0.4	
	,	1 0,1		軽	自動車	<b>Þ税</b>	192,004	7, 2 1	4	15,167	7.9			
				L	計		1 6,3 0 9,2 5 4	1 6 2,1 0	7	2,173,245	1 3.3			

<sup>(</sup>注) 。調定額は納税組合の対象となるものについて計上し、固定資産税には都市計画税を含む

<sup>。56</sup>年度は決算見込額

### 14 開 発 公 社

名 称 財団法人 熊本市開発公社

設立年月日 昭和39年7月3日

目 的 公社は、熊本市と一体となり、都市の開発及び再開発のための事業を推進することによ

り、熊本市の産業経済の発展と市民の福祉増進に寄与することを目的とする。

事業の市街地開発に必要な用地の取得、造成、管理及び処分

○道路その他公共の用に供するため、必要な土地のあっ旋、取得、造成管理及び処分

○ 駐車施設(熊本市下通1丁目1番)の建設管理及び処分

○ 前各号に掲げるもののほか公社の目的を達成するために必要な事業

役 員 理事長 助 役 理 事 市民局長 経済局長 衛生局長 建設局長

(昭 57.6.17 現在) 副理事長 助 役

建設局技監 教育長 企画広報部長

常務理事 総務局長 監 事 収入役 副収入役

役員の任期は2年、ただし再任をさまたげない。

資本金及び資金 基本財産 10,000千円(市出資金)

資金は市の損失補償を得て市中銀行等より借入している。

利 率 年9分以内(2年据置を含め11ヵ年以内の半年賦及び年賦償還)

### 事業実績

区分	事	)	業	名	執	ŕ		類	備考	
					面	橨	金	額	-	
	教	育	施	設	9,9 09.	m² 15	894,7	円 50,336	江原中学校拡張用地ほか	
昭	福	祉	施	設	889		4 9,4	09,490	池上保育図拡張用地ほか	
和	凊	掃	施	設	154,68	3.68	1,5 6 6,0	92,369	第2期清掃工場用地ほか	
五十	公	園	施	設	4 6, 9 8 1	7.8 5	6 6 4,8	9 2,8 7 4	島崎歴史公園用地ほか	
六年	街	路	施	設	9,434	.7 4	5 0 2,0	9 5,1 5 5	都市計画道路 3 ・ 4 ・ 3 1 号 麻生田・弓削線用地ほか	
度	土	木	施	設	7,759	9.8 6	1 6 0, 2	7 9,9 5 9	託麻詰所及び資材置場用地はか	
事業	公 関	有地 連	拡大 施	法 <u>]</u> 設	101,326	5.0 6	1,5 2 4,6	0 2,5 7 2	南部第一土地区画整理事業用地ほか	
	40	の他な	公共的	拖設	. 83	5,3 5	3 2 7, 5	97,080	熊本中高年労働者福祉センター用地ほど	)>
合			ă	†	331,830	).6 9	5,689,7	19,835		

### 15 土地開発基金

設 置 公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじ め取得することにより、事業の円滑な執行をはかるため、熊本市土地開発基金を設置する。

基金の額 8,950,138千円 (昭57.3.31現在)

運用の範囲 基金は上記の目的を達成するため、土地を先行取得するほか、熊本市開発公社の土地取得事業 に貸し付けることができる。(貸付利率 年6分5毛)

## 16 新庁舎概要

本市永年の懸案であった新市庁舎の建設は、昭和54年3月着工以来2年8カ月を経て昭和56年10月末 に完成し、同年11月初めには落成式が挙行された。新庁舎は、建物そのものを新しくするばかりでなく、内 容的にも市庁舎はどうあるべきかとの基本理念を踏まえて建設した。

### (1) 建物概要

位 置 熊本市手取本町1番1号

敷地面積 10,551.48㎡

建築面積 5,583.54㎡

延 面 積 39,686.57㎡ (他に駐輪場83.70㎡がある)

構造・規模 高層棟 鉄骨造 地下2階地上15階建

議会棟 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 6 階建

高 き 高層棟 軒高62.10 m

議会棟 軒高26.00m

工 期 着工 昭和54年3月17日

竣工 昭和56年10月31日

総工費 110億円

### (2) 建物の特色・特徴

ア 窓口事務部門の集約化

市民課を中心として窓口部門を $1\sim2$ 階に集中的に配し、その間をエスカレーター2基で結ぶことにより、立体的総合窓口化を図った。

イ 市民ホール、展示ホール等の設置

市民のコミュニティの場、憩いの場としてのスペースを確保するため、市民ホール(217㎡)、展示ホール(168㎡)、展望ロビー(169㎡)等を設置している。

#### ウ 美術文化の導入

庁舎建物に地域性、芸術性等の文化的潤いを加味するよう努め、地元画家の壁画をはじめ、彫刻、美 術照明、壁掛、美術パネル等の美術装飾を積極的にとり入れた。

### エ 熊本城との調和

庁舎前面に位置する熊本城との調和を保つため、庁舎の形状について高層棟は直線的でシンプルなものとする一方、議会棟には和風様式をとり入れている。また、外壁の色調は渋い茶褐色とし、お城の緑

と調和を図った。

### オ 身障者への配慮

身障者対策として、出入口は全てスロープ式とし自動ドアを取り付けているほか、エレベーター2基 には特別な装置を施しており、専用トイレも8カ所設置している。

### 力 防災設備

風水害、火災あるいは地震等に対しては、防潮板やスプリンクラーの取り付け、バルコニーの設置など設計上からも万全を期しており、特に耐震性は関東大地震の約2倍にも耐える建物とした。

#### キ 省エネルギー対策

高層棟の各階にはバルコニーが設置されているため、これが日本家屋の軒庇の効用と同じく太陽直射 熱を遮って、外部からの熱負荷を軽減させている。

また、窓ガラスには断熱性の高い複層ガラスを用いているほか、外壁については内貼材(スタイロホーム)を使用して断熱効果を高めている。

a '